

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 1月10日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社富士薬品
【届出者の住所又は所在地】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目292番地 1
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	048-644-3240
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長 飯村明良
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社富士薬品 (埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目292番 1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

(注1) 本書中の「公開買付者」又は「当社」とは、株式会社富士薬品を指します。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社オストジャングループを指します。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

株式会社オストジャングループ

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式  
新株予約権

- イ 平成16年9月30日開催の対象者定時株主総会に基づき発行された第2回新株予約権（以下「平成16年度新株予約権」といいます。）
- ロ 平成18年4月26日開催の対象者臨時株主総会に基づき発行された第3回新株予約権（以下「平成18年度新株予約権」といいます。）
- ハ 平成24年9月5日開催の対象者取締役会に基づき発行された第1回株式報酬型新株予約権（以下「平成24年度新株予約権」といい、イ乃至ハの新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、この度、証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札幌証券取引所」といいます。）アンビシャスにその株式を上場している対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。

対象者を当社の完全子会社とするため、本公開買付けにより当社が対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、本公開買付け後に、対象者に対し、対象者の株主を当社のみとするための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を要請する予定です。

また、本公開買付けにおいては、対象者普通株式の全部を取得することを目的としていることから、買付予定数の上限を設定しておりません。他方、買付予定数の下限については、対象者が平成24年11月9日に提出した第12期第1四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数（1,623,000株）に、既に行使期間が到来している新株予約権として、対象者が平成24年9月27日に提出した第11期有価証券報告書に記載された平成24年8月31日現在の平成16年度新株予約権及び平成18年度新株予約権（合計109個）の目的となる対象者普通株式の数（合計42,300株、なお、対象者によれば、平成24年8月31日から同年9月30日の間に平成16年度新株予約権及び平成18年度新株予約権の数に変動はありません。）を加算した株式数（1,665,300株）に3分の2を乗じて得た数（1,110,200株）としております。したがって、本公開買付けにおいては、応募株券の数の合計が1,110,200株に満たない場合には応募株券の全部の買付けを行いません。

本公開買付けに際して、当社は、対象者の第一位の主要株主であり、かつ代表取締役社長を務める村上睦氏（所有株式数：544,200株、対象者が平成24年11月9日に提出した第12期第1四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数1,623,000株に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入しております。）：33.53%、所有株式全てにつき株式会社北洋銀行が担保設定）、村上睦氏の配偶者であり対象者の第二位の主要株主である村上博子氏（所有株式数：210,000株、所有割合：12.94%、所有株式全てにつき株式会社北洋銀行が担保設定）及び村上睦氏の親族と関連のある会社であり対象者の大株主である有限会社エムワイケー（以下「エムワイケー」といいます。所有株式数：45,000株、所有割合：2.77%）との間で、平成25年1月9日付で「公開買付応募契約書」（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、村上睦氏、村上博子氏及びエムワイケー（以下、総称して「応募予定株主」といいます。）のそれぞれが保有する対象者普通株式の全て（合計799,200株、所有割合49.24%）について本公開買付けに応募する旨の合意を得ております（担保権が設定されているものについては、担保権者である株式会社北洋銀行をして速やかに当該担保権を解除させる旨の合意を得ております。村上睦氏及び村上博子氏によれば、本書提出日以降、当該金融機関との間で担保権解除手続を行う予定であるとのことです。）が、上述のとおり本公開買付けにおける買付予定数の下限は1,110,200株であるため、本公開買付けの成立には、応募予定株主による応募に加えて311,000株（対象者が平成24年11月9日に提出した第12期第1四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数1,623,000株に対して19.16%）の応募が必要となります。応募予定株主との合意の内容については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約」をご参照ください。また、当社は、平成25年1月9日付で対象者との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。本資本業務提携契約の内容については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本資本業務提携契約」をご参照ください。

なお、対象者が平成25年1月9日に公表した「株式会社富士薬品との資本業務提携契約の締結及びこれによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同表明についてのお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、対象者及び当社のいずれからも独立した第三者算定機関としての有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）による対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書、リーガル・アドバイザーである赤れんが法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、対象者の企業価値の向上及び持続的な発展のためには、当社の完全子会社となって当社との堅固な協調体制を築き上げ、当社との協力関係のもと、最大限のシナジー効果を追求することが必要であると考え、また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）その他の諸条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。本新株予約権については、対象者及び対象者子会社の役員や従業員に対するインセンティブとして付与されたものであり、当社が本新株予約権を取得してもその発行要項上は行使できないことに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の判断に委ねることとしたとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち代表取締役社長である村上睦氏は、当社と本応募契約を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役3名のうち、上記1名を除く2名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該取締役会には対象者の監査役2名（両名とも社外監査役）が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

## （2）本公開買付けの目的並びにその実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

当社は、昭和29年の創業以来、配置薬事業を礎として事業を全国拡大して参り、複合型医薬品企業として現在では配置薬事業に加え、ドラッグストア事業、薬品製造事業、その他を行っております。

近年は、個人消費の低迷や東日本大震災による得意顧客の喪失などにより厳しい経営環境が継続しておりますが、「元気を届ける」というイメージ戦略のもと、全国規模の販売網を活かしたきめ細かい営業活動、顧客訪問の徹底などによって、お客様の需要にお応えしております。当社は、配置薬事業に係る拠点として、全国に295か所の営業所を有しておることに加え、平成4年に開始したドラッグストア事業においても、積極的な出店戦略などにより事業を拡大した結果、「セイムス」の店舗名を中心に全国で383店舗を運営しております。

一方、対象者グループは、対象者及び連結子会社3社で構成され（以下、対象者及びその子会社3社を総称して「対象者グループ」といいます。）、「質の高い健康を提案するトータルコーディネート会社」を経営理念とし、調剤薬局事業、福祉事業、及び不動産関連事業を営んでおります。対象者グループは、創業以来調剤薬局事業を基盤とし、現在は調剤薬局23店舗を直営展開しております。これら調剤薬局店舗は、出店地域を集中させることによる事業基盤の強化及び機動的な人員シフト等による効率運営の実現を企図したドミナント戦略により、すべて北海道内に所在しております。また、対象者グループは、平成15年には収益の多角化のため、グループホームを開所し福祉事業に参入、札幌市内の2つの施設において、グループホーム及びデイサービスを経営しております。

当社及び対象者は、平成24年2月頃、当社の配置薬事業等と対象者グループの調剤薬局事業及び福祉事業との間の相乗効果の発揮を意図した業務提携に関する協議を開始いたしました。当該協議の具体的内容としては、主に、（ ）対象者グループの調剤薬局事業と当社の配置薬事業（対象者の重要な事業基盤である北海道において22か所の営業所を有しております）間の北海道地域におけるマーケティング活動に関する連携、（ ）対象者グループの調剤薬局と当社薬品製造事業とが連携することによる顧客ニーズに基づいた新製品の開発、及び（ ）当社経営資源を活用した対象者グループの福祉事業の更なる積極展開に関する検討がなされました。

かかる検討の過程において、当社は、対象者グループの施設の視察及び対象者との複数回の協議を重ねた結果、対象者及び当社間のマーケティング活動及び製品開発における連携をより強固なものにし、また、対象者グループの福祉事業に対する当社経営資源の投入をより迅速かつ有効なものにすることで、当社及び対象者の企業価値を最大化させるには、対象者を当社の完全子会社とする方が最良であると判断し、平成24年9月末頃、当社より、対象者の第一位の主要株主であり、かつ代表取締役社長を務める村上睦氏に対して、本公開買付け及びその後の完全子会社化についての考え方及び基礎的な条件を提案いたしました。当該提案について、村上睦氏より前向きな回答を得たことを受け、当社、村上睦氏及び対象者は、本公開買付け及びその後の完全子会社化の具体的な条件に係る協議・交渉を開始いたしました。

その後、当社による対象者グループに対するデュー・ディリジェンスを経て、当社、村上睦氏及び対象者の間で更に協議を進めた結果、平成25年1月9日、本公開買付け及びその後の完全子会社化に係る諸条件並びに事業運営の方針についての合意に至り、本資本業務提携契約を締結するとともに、本公開買付けを実施することを決定するに至りました。

今後当社及び対象者は、上記（ ）マーケティング活動、（ ）製品開発及び（ ）福祉事業の拡大に関する業務提携を実施し、企業価値の向上を実現させるために、更に検討を進めて参ります。

(3) 本公開買付け成立後の経営方針

当社は、本公開買付け成立後、平成25年3月を目処に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請し、本臨時株主総会において対象者の定款の一部を変更して対象者取締役の定員を増員後、対象者の取締役の過半数となる4名の取締役を当社より指名する予定ですが、現行の経営体制は当面維持する方針であり、村上睦氏をはじめ、対象者グループの役員には従前の職務を引き続き担当いただく予定です。なお、対象者の監査役についても、現在の監査役に加えて1名を新たに当社より指名する予定です。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合においては、以下の方法により、当社が対象者の発行済普通株式の全てを所有することになるよう本スクイーズアウト手続を行うことを企図しております。

本スクイーズアウト手続を実施する場合、具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、対象者の定款の一部を変更して、対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できるようにすることで、対象者を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます、以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の定款の一部を変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます、以下同じです。）を付すこと、及び対象者の当該株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類株式を対象者株式を交付することを、上記本臨時株主総会の付議議案に含めることを対象者に要請する予定です。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記の付議議案に対するご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記の定款の一部変更については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容としての全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする、種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は対象者に対し、本臨時株主総会と同日に、上記の定款一部変更を付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全てが対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます、以下同じです。）に相当する当該別個の種類株式を対象者株式を当社に対して売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却の結果、当該株主に対して交付される金銭の額については、本公開買付けにおける本公開買付け価格に当該各株主が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。当社が対象者の発行済株式総数の全てを保有することとなるよう、当社以外の本公開買付けに応募されなかった対象者株式の株主の皆様に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

当社は、本スクイーズアウト手続を実施する場合、平成25年5月頃までに本スクイーズアウト手続を完了することを企図しておりますが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(a)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、当社は、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、又は当社以外を対象者の株主の皆様による対象者株式の所有状況等によっては、上記から各手続に代えてそれと概ね同等の効果を有する他の方法により本スクイーズアウト手続を実施する可能性があり、また、実施時期に変更が生じる可能性もあります。但し、その場合であっても、当社以外を対象者の株主の皆様に対して、適用法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付することを予定しており、当社以外を対象者の株主の皆様に対して交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主の皆様が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるように算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、本書は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、現在、札幌証券取引所アンビシャスに上場していますが、当社は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は札幌証券取引所アンビシャスの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイーズアウト手続を実行する場合、対象者普通株式は札幌証券取引所アンビシャスの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、札幌証券取引所アンビシャスにおいて対象者の普通株式を取引することができなくなります。

また、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイーズアウト手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われない予定であります。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意

本応募契約

当社は、上記「(1)公開買付けの概要」に記載のとおり、応募予定株主との間で、平成25年1月9日付で本応募契約を締結しております。本応募契約は、応募予定株主が自ら保有する対象者普通株式の全て(799,200株、所有割合49.24%)について、本公開買付けに応募すること(担保権が設定されているものについては担保権者である株式会社北洋銀行をして速やかに当該担保権を解除させること)を定めるものですが、応募予定株主は、当社について、本応募契約に定める表明保証(注1)に重大な違反若しくは誤りが存在する場合又は本応募契約上の義務(注2)につき重大な違反が存する場合には、本応募契約を解除し、本公開買付けに応募しないことができます。ただし、当該規定に基づき本応募契約が解除された場合であっても、応募予定株主はその任意の裁量によって本公開買付けに応募することができます。

(注1)本応募契約において、当社は、本応募契約締結日において、当社の適法・有効な設立及び存続、本応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、本応募契約の法的拘束力、強制執行可能性、本公開買付け及び本スクイーズアウト手続(以下「本取引」といいます。)により当社が当事者となっている契約において債務不履行事由等が構成されないこと、本取引が司法・行政機関等の判断に違反するものではないこと、本取引による当社の事業等に対する担保権その他の負担の不発生、本取引の遂行に必要な許認可等の取得・法令等上の手続の履践、当社について法的倒産手続きの開始の申立て及びその可能性の不存在、反社会的勢力と関係がないことについて表明及び保証しております。

(注2)本応募契約において、当社は、秘密保持義務、契約上の地位の譲渡の禁止義務等を負っています。

なお、当社は、本応募契約において、村上睦氏との間で、その所有する平成24年度新株予約権の全部(200個、その目的たる株式の数:20,000株、対象者が平成24年11月9日に提出した第12期第1四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数1,623,000株に対する割合:1.23%)について、本公開買付け期間の末日までに同氏が放棄することを合意しております。

本資本業務提携契約

当社及び対象者は、平成25年1月9日付で本資本業務提携契約を締結しています。

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

(a) 資本業務提携の目的及び概要

当社及び対象者は、以下の事項につきその効果を最大限に創出するために、本取引によって当社が対象者を完全子会社とすることに合意する。

- ( ) 対象者グループの調剤薬局事業と当社の配置薬事業間の北海道地域におけるマーケティング活動に関する連携
- ( ) 対象者グループの調剤薬局と当社の薬品製造事業とが連携することによる顧客ニーズに基づいた新製品の開発
- ( ) 当社の経営資源を活用した対象者グループの福祉事業の更なる積極展開

(b) 対象者による本公開買付けへの賛同

対象者は、本公開買付けに賛同し（注）、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）中、株主に対して応募を推奨する旨の取締役会決議を維持し、これを変更又は撤回しない。ただし、本公開買付期間が終了するまでの間に当社以外の者による対象者株式に対する対抗的な公開買付けが開始された場合には、当社との間で誠実に協議する。かかる協議を経て、賛同決議の撤回又は変更を行わないことが対象者の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反となることが客観的に明らかな場合には、対象者は、賛同決議を撤回又は変更することができる。

（注）対象者の賛同義務は、当社の表明及び保証が真実かつ正確であること並びに、本取引（本公開買付け及び本スクイーズアウト手続）の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある事由が生じておらず、かつ生じるおそれのないことを前提条件としています。本資本業務提携契約において、当社は、本資本業務提携契約締結日において、当社の適法・有効な設立及び存続、本資本業務提携契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、本資本業務提携契約の法的拘束力、強制執行可能性、本取引により当社が当事者となっている契約において債務不履行事由等が構成されないこと、本取引が司法・行政機関等の判断に違反するものではないこと、本取引による当社の事業等に対する担保権その他の負担の不発生、本取引の遂行に必要な許認可等の取得・法令等上の手続の履践、当社について法的倒産手続の開始の申立て及びその可能性の不存在、反社会的勢力と関係がないことについて表明及び保証しております。

(c) 役員派遣

対象者は、本公開買付けが成立した場合、上記「(3) 本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり当社の指名する役員候補者が選任されるよう必要な行為を行う。当社は、本公開買付けの成立後も、解任につき正当な理由がある場合を除き、対象者グループ各社の現在の役員につき、現在の任期中、その地位及び処遇を維持することに同意する。当社は、本公開買付けの成立以降、当社の指名する者が対象者グループの各社の取締役の過半数を占めるまでの間、対象者グループの各社の取締役会及びグループ拡大経営会議に当社の指名する者をオブザーバーとして参加させる。

(d) 本スクイーズアウト手続への協力

対象者は、本公開買付け終了後速やかに、本公開買付けの決済開始日の翌日を基準日とする臨時株主総会及び種類株主総会を開催し、本スクイーズアウト手続に必要な議案を上程し、決議する。

(7) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、応募予定株主が当社と本応募契約を締結しており、必ずしも応募予定株主と対象者の少数株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。

公開買付けにおける措置

(a) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるACEコンサルティング株式会社（以下「ACEコンサルティング」といいます。）に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました。なお、ACEコンサルティングは、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

ACEコンサルティングは、対象者に対する現地調査、対象者の経営陣へのインタビュー及び対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、市場株価分析、類似会社比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社はACEコンサルティングから平成25年1月7日に株式価値算定書を取得いたしました。

上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	318円から355円
類似会社比較分析	537円から655円
DCF分析	719円から919円

まず市場株価分析では、平成25年1月4日を基準日として、札幌証券取引所アンピナスにおける対象者の普通株式の基準日の普通取引終値（355円）、直近1週間（5営業日）の普通取引終値の単純平均値（349円）、直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値（340円）、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値（324円）及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値（318円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を318円から355円までと分析しております。

次に類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を537円から655円までと分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した平成25年6月期以降の対象者の将来の収益予想及び設備投資計画に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を719円から919円までと分析しております。

なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）については、取得しておりません。

(b) 公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

当社は、本公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。これは、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び新株予約権の保有者の皆様による本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しようとするものです。また、当社以外の者による対抗的な買付け等が開始された場合には、当社及び対象者は誠実に対応策を協議するものとしておりますが、かかる協議を経て賛同決議の撤回又は変更を行わないことが対象者の取締役の忠実義務又は善管注意義務違反となること客観的に明らかな場合には、対象者は、賛同決議を撤回又は変更することができるものとしております。当社は、これらにより、本公開買付価格の公正性を担保することを意図しております。

対象者における措置

(a) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者の取締役会は、本公開買付価格の妥当性を検討するにあたって、当社及び対象者のいずれからも独立した第三者算定機関としてのトーマツに対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、トーマツは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。トーマツは、市場株価平均法、株価倍率法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行い、対象者はトーマツから平成25年1月8日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、トーマツから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	321円から346円
株価倍率法	501円から620円
DCF法	603円から1,019円

市場株価平均法では、算定基準日を平成25年1月7日として、札幌証券取引所アンビシャス市場における対象者の普通株式の直近1ヶ月間の終値平均値（346円）、直近3ヶ月間の終値平均値（328円）及び直近6ヶ月間の終値平均値（321円）を基に、対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を321円から346円までと分析しております。株価倍率法では、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を501円から620円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年6月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を603円から1,019円までと分析しております。

(b) 独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、リーガル・アドバイザーとして赤れんが法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

(c) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者取締役会は、トーマツから取得した株式価値算定書、及び赤れんが法律事務所から得た法的助言を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、対象者の企業価値の向上及び持続的な発展のためには、当社の完全子会社となって当社との堅固な協働体制を築き上げ、当社との協力関係のもと、最大限のシナジー効果を追求することが必要であると考え、また、本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。その結果、平成25年1月9日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役3名のうち対象者の代表取締役社長である村上睦氏を除く2名全員の一致で、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨を決議したとのことです。なお、対象者の代表取締役社長である村上睦氏は、当社と本応募契約を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。また、対象者の監査役2名（両名とも社外監査役）が、上記取締役会に出席し、対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年1月10日(木曜日)から平成25年2月26日(火曜日)まで(32営業日)
公告日	平成25年1月10日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金811円						
新株予約権証券	平成16年度新株予約権 1個につき金1円 平成18年度新株予約権 1個につき金1円 平成24年度新株予約権 1個につき金1円						
新株予約権付社債券							
株券等信託受益証券 ( )							
株券等預託証券 ( )							
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるACEコンサルティングに対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました。</p> <p>ACEコンサルティングは、対象者に対する現地調査、対象者の経営陣へのインタビュー及び対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社はACEコンサルティングから平成25年1月7日に株式価値算定書を取得いたしました。</p> <p>上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>市場株価分析</td> <td>318円から355円</td> </tr> <tr> <td>類似会社比較分析</td> <td>537円から655円</td> </tr> <tr> <td>DCF分析</td> <td>719円から919円</td> </tr> </table> <p>まず市場株価分析では、平成25年1月4日を基準日として、札幌証券取引所アンビシャスにおける対象者の普通株式の基準日の普通取引終値(355円)、直近1週間(5営業日)の普通取引終値の単純平均値(349円)、直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値(340円)、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値(324円)及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値(318円)を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を318円から355円までと分析しております。</p> <p>次に類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を537円から655円までと分析しております。</p> <p>DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した平成25年6月期以降の対象者の将来の収益予想及び設備投資計画に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を719円から919円までと分析しております。</p> <p>当社は、本公開買付価格の決定にあたっては、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、検討を行いました。</p>	市場株価分析	318円から355円	類似会社比較分析	537円から655円	DCF分析	719円から919円
市場株価分析	318円から355円						
類似会社比較分析	537円から655円						
DCF分析	719円から919円						

	<p>最終的には、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に対象者の普通株式が上場廃止となることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、対象者の第一位の主要株主であり、かつ代表取締役社長を務める村上睦氏との間における価格交渉の内容を踏まえ、本公開買付価格を811円と決定いたしました。</p> <p>買付価格である811円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年1月8日の札幌証券取引所アンビシャスにおける対象者の普通株式の普通取引終値の370円に対して119.2%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成25年1月4日から平成25年1月8日まで）の普通取引終値の単純平均値364円（小数点以下四捨五入）に対して122.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年12月10日から平成25年1月8日まで）の普通取引終値の単純平均値346円（小数点以下四捨五入）に対して134.7%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年10月9日から平成25年1月8日まで）の普通取引終値の単純平均値326円（小数点以下四捨五入）に対して149.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年7月9日から平成25年1月8日まで）の普通取引終値の単純平均値319円（小数点以下四捨五入）に対して154.1%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。</p> <p>また、本公開買付価格は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成25年1月9日の札幌証券取引所アンビシャスにおける対象者の普通株式の終値384円に対して111.2%のプレミアムを加えた金額になります。</p> <p>なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）については、取得しておりません。</p> <p>(2) 新株予約権</p> <p>本公開買付けは、本新株予約権についても買付けの対象としていますが、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、対象者の役員又は従業員等の地位と関連した条件が設けられております。また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、対象者取締役会の承認を要するものとされております。当該条件及び当該譲渡制限により、当社は、本新株予約権を本公開買付けにより買い付けた上で行使することはできないと解されることから、本新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定いたしました。</p> <p>本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておりません。</p>						
<p>算定の経緯</p>	<p>当社及び対象者は、平成24年2月頃、当社の配置薬事業と対象者グループの調剤薬局事業及び福祉事業との間の相乗効果の発揮を意図した業務提携に関する協議を開始いたしました。当該協議の具体的内容としては、主に、( )対象者グループの調剤薬局事業と当社の配置薬事業（対象者の重要な事業基盤である北海道において22か所の営業所を有しております）間の北海道地域におけるマーケティング活動における連携、( )対象者グループの調剤薬局と当社薬品製造事業とが連携することによる顧客ニーズに基づいた新製品の開発、及び( )当社経営資源を活用した対象者グループの福祉事業の更なる積極展開に関する検討がなされました。</p> <p>かかる検討の過程において、当社は、対象者施設の視察及び対象者との複数回の協議を重ねた結果、対象者及び当社間のマーケティング活動及び製品開発における連携をより強固なものにし、また、対象者福祉事業に対する当社経営資源の投入をより迅速かつ有効なものにすることで、当社及び対象者の企業価値を最大化させるには、対象者を当社の完全子会社とする方が最良であると判断し、平成24年9月末頃、当社より、対象者の第一位の主要株主であり、かつ代表取締役社長を務める村上睦氏に対して、本公開買付け及びその後の完全子会社化についての考え方及び基礎的な条件を提案いたしました。当該提案について、村上睦氏より前向きな回答を得たことを受け、当社、村上睦氏及び対象者は、本公開買付け及びその後の完全子会社化の具体的な条件に係る協議・交渉を開始いたしました。</p> <p>当社は、かかる協議・交渉のなか、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるACEコンサルティングに対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました。</p> <p>ACEコンサルティングは、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社はACEコンサルティングから平成25年1月7日に株式価値算定書を取得いたしました。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>市場株価分析</td> <td>318円から355円</td> </tr> <tr> <td>類似会社比較分析</td> <td>537円から655円</td> </tr> <tr> <td>DCF分析</td> <td>719円から919円</td> </tr> </table> <p>当社は、本公開買付価格の決定にあたっては、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、検討を行いました。</p>	市場株価分析	318円から355円	類似会社比較分析	537円から655円	DCF分析	719円から919円
市場株価分析	318円から355円						
類似会社比較分析	537円から655円						
DCF分析	719円から919円						

かかる検討の結果、最終的には対象者グループに対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、及び本公開買付けの後に対象者の普通株式が上場廃止となることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、対象者の第一位の主要株主であり、かつ代表取締役社長を務める村上睦氏との間における価格交渉の内容を踏まえ、平成25年1月9日に本買付公開価格を811円と決定いたしました。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権については、対象者の取締役又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、対象者の役員又は従業員等の地位と関連した条件が設けられております。また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、対象者取締役会の承認を要するものとされております。当該条件及び当該譲渡制限により、当社は、本新株予約権を本公開買付けにより買付けした上で行使することはできないと解されることから、本新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定いたしました。

他方、対象者によれば、対象者の取締役会は、本公開買付けの妥当性を検討するにあたって、当社及び対象者のいずれからも独立した第三者算定機関としてのトーマツに対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

トーマツは、市場株価平均法、株価倍率法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行い、対象者はトーマツから平成25年1月8日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。

上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	321円から346円
株価倍率法	501円から620円
DCF法	603円から1,019円

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成25年1月9日開催の対象者取締役会において、トーマツによる対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書、リーガル・アドバイザーである赤れんが法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、対象者の企業価値の向上及び持続的な発展のためには、当社の完全子会社となって当社との堅固な協調体制を築き上げ、当社との協力関係のもと、最大限のシナジー効果を追求することが必要であると考え、また、本公開買付け価格その他の諸条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。本新株予約権については、対象者及び対象者子会社の役員や従業員に対するインセンティブとして付与されたものであり、当社が本新株予約権を取得しても行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の判断に委ねることとしたとのことです。

なお、上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち代表取締役社長である村上睦氏は、当社と本応募契約を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役3名のうち、上記1名を除く2名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該取締役会には対象者の監査役2名（両名とも社外監査役）が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,745,300 (株)	1,110,200 (株)	- (株)

- (注1) 買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である1,745,300株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成24年11月9日に提出した第12期第1四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数(1,623,000株)に、対象者が平成24年9月27日に提出した第11期有価証券報告書に記載された平成24年8月31日現在の平成16年度新株予約権及び平成18年度新株予約権(合計109個)の目的となる対象者普通株式の数(合計42,300株。なお、対象者によれば、平成24年8月31日から同年9月30日の間に平成16年度新株予約権及び平成18年度新株予約権の数に変動はありません。)並びに対象者が平成24年11月9日に提出した第12期第1四半期報告書に記載された平成24年9月28日割当の平成24年度新株予約権(800個)の目的となる対象者普通株式の数(80,000株)を加算した株式数(1,745,300株)です。
- (注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,110,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、買付予定数の下限については、対象者が平成24年11月9日に提出した第12期第1四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数(1,623,000株)に、既に行使期間が到来している新株予約権として、対象者が平成24年9月27日に提出した第11期有価証券報告書に記載された平成24年8月31日現在の平成16年度新株予約権及び平成18年度新株予約権(合計109個)の目的となる対象者普通株式の数(合計42,300株。なお、対象者によれば、平成24年8月31日から同年9月30日の間に平成16年度新株予約権及び平成18年度新株予約権の数に変動はありません。)を加算した株式数(1,665,300株)に3分の2を乗じて得た数(1,110,200株)としております。公開買付者は、本公開買付けに際して本応募契約を締結することにより、応募予定株主が保有する対象者普通株式の全て(合計799,200株、所有割合49.24%)について本公開買付けに応募する旨の合意を得ております(担保権が設定されているものについては、担保権者である株式会社北洋銀行をして速やかに当該担保権を解除させる旨の合意を得ております。)が、本公開買付けの成立には、応募予定株主による応募に加えて311,000株(対象者が平成24年11月9日に提出した第12期第1四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数1,623,000株に対して19.16%)の応募が必要となります。
- (注3) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	17,453
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	1,223
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年1月10日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年1月10日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)	16,230
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( (a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) × 100 ) (%)	100.00

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,745,300株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、対象者が平成24年9月27日に提出した第11期有価証券報告書に記載された平成24年8月31日現在の平成16年度新株予約権及び平成18年度新株予約権(合計109個)の目的となる対象者普通株式の数(合計42,300株、なお、対象者によれば、平成24年8月31日から同年9月30日の間に平成16年度新株予約権及び平成18年度新株予約権の数に変動はありません。)並びに対象者が平成24年11月9日に提出した第12期第1四半期報告書に記載された平成24年9月28日割当の平成24年度新株予約権(800個)の目的となる対象者普通株式の数(80,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成24年11月9日に提出した第12期第1四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本新株予約権及び新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)」に、対象者が平成24年9月27日に提出した第11期有価証券報告書に記載された平成24年8月31日現在の平成16年度新株予約権及び平成18年度新株予約権(合計109個)の目的となる対象者普通株式の数(合計42,300株)並びに平成24年度新株予約権(800個)の目的となる対象者普通株式の数(80,000株)の合計数(122,300株)に係る議決権の数(1,223個)を加えて、分母を17,453個として計算しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### (1)【株券等の種類】

普通株式

### (2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは、本株式取得をすることはできません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされています（独占禁止法第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本株式取得について、平成24年12月3日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。したがって、本株式取得に関しては、平成25年1月2日をもって、禁止期間は終了しております。

また、公開買付者は、平成24年12月20日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、措置期間は、平成24年12月20日をもって終了しております。

### (3)【許可等の日付及び番号】

許可等をした機関の名称 公正取引委員会

許可等の日付 平成24年12月20日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第742号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

#### 公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間の末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。応募の際には、ご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類（注1）が必要になる場合があります。

普通株式の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者に設定された口座に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。かかる手続きを行った上、公開買付期間の末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受け付けに際しては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権には譲渡制限が付されておりますので、対象者の取締役会決議により必要な手続きを行ったうえで、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類をご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」をご提出ください。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を經由した応募の受け付けは行われません。

公開買付代理人である三田証券株式会社に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類（注1）が必要な場合があります。

上記の応募株券等の振替手続き及び上記の口座の新規開設手続きには一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人における応募の受け付けに際しては、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」及び「公開買付応募申込書」の写しを交付します。

#### （注1）本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

#### ・個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証（両面）、各種健康保険証、外国人登録証明書等

〔発行から3ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、印鑑登録証明書等

本人確認書類は有効期限内である必要があります。

本人特定事項 氏名、住所、生年月日

運転免許証等の裏面に住所等の訂正が記載されていない場合においても裏面のコピーを併せてご提出ください。

各種健康保険証の場合には、ご住所等の記載もれ等がないかをご確認ください。

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又は写しをご用意ください。写しの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。三田証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「口座開設のご案内」を転送不要郵便物として郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。なお、ご本人様の確認がとれない場合は、公開買付代理人に口座を開設する事ができかねます。

#### ・法人

〔発行から3ヶ月以内の原本〕

登記簿謄本又はその抄本、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、印鑑登録証明書等

本人特定事項 名称、本店又は主たる事務所の所在地、代表者の役職及び氏名

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結等の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）が必要となります。

・外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

（注2）株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、下記に指定する者の本店に「公開買付応募申込受付票」及び「公開買付応募申込書」の写しを添付の上、「本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）」を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに、下記に指定する者の本店に到達することを条件とします。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,415,438,300円
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	8,500,000円
その他(c)	2,801,550円
合計(a)+(b)+(c)	1,426,739,850円

(注1)「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(1,745,300株)に、1株当たりの買付価格811円を乗じた金額を記載しています。

(注2)「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3)「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4)その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5)上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社武蔵野銀行 (埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8)	買付け等に要する資金に充当するための借入(注)	800,000
	銀行	株式会社埼玉りそな銀行 (埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目315番地)	買付け等に要する資金に充当するための借入(注)	500,000
	銀行	株式会社八十二銀行 (埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地3)	買付け等に要する資金に充当するための借入(注)	500,000
計(b)				1,800,000

(注) 借入の具体的な時期、方法、期間、利率等の詳細につきましては、別途協議のうえ定めるものとします。当社は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社武蔵野銀行から8億円を限度として融資を行う用意がある旨の平成24年12月26日付け融資証明書(本書の添付書類)を、株式会社埼玉りそな銀行から5億円を限度として融資を行う用意がある旨の平成24年12月26日付け融資証明書(本書の添付書類)を、株式会社八十二銀行から5億円を限度として融資を行う用意がある旨の平成24年12月26日付け融資証明書(本書の添付書類)をそれぞれ取得しております。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】  
1,800,000千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】  
該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】  
該当事項はありません。

#### 10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

(2)【決済の開始日】

平成25年3月1日(金曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募の受け付けをした応募株主等口座へお支払いします。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録又は応募株主等が別途指定した金融商品取引業者等の口座に戻すことにより返還します。本新株予約権については、応募株主等の指示により、本新株予約権の応募に際して提出された書類(前述の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1)応募の方法」に記載した書類)を応募株主等の住所への郵送により返還します。

#### 11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,110,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,110,200株)以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又々に定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2)契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）

は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付者及び公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）、

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
昭和29年4月	有限会社高柳薬品商會を設立(さいたま市)
昭和38年11月	有限会社富士薬品に商号変更
昭和44年5月	株式会社に組織変更
昭和57年1月	本社を現在地(埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目383番地)に移転
平成4年3月	ドラッグストア事業の展開を開始
平成4年4月	株式会社岡山富士薬品、株式会社山口富士薬品を吸収合併
平成6年4月	株式会社宮崎富士薬品、株式会社鳥栖富士薬品を吸収合併
平成7年4月	株式会社土浦富士薬品を吸収合併
平成9年3月	第三者割当増資により、資本金は3億1,455万9,500円に増額
平成9年6月	株式会社オオタ・ドラッグへ経営参加
平成9年10月	株式会社コスモ薬品を設立
平成11年5月	株式会社上田富士薬品、株式会社日高富士薬品を吸収合併
平成11年10月	東和製薬株式会社の全株式を取
平成11年12月	株式会社アベールへ資本参加
平成12年12月	有限会社ジェイシーへ資本参加
平成13年2月	株式会社大橋救急薬品を設立
平成14年12月	株式会社ライズへ資本参加
平成15年1月	株式会社サンテドラッグ(旧商号ヨシオカ・サンテ)へ資本参加
平成15年3月	株式会社パナケイア製薬(旧商号高岡中外製薬)の全株式を取得
平成15年3月	株式会社ファイン薬品を共同で設立
平成15年4月	株式会社らいおんクリエイトの全株式を取得
平成15年5月	協和商事株式会社へ資本参加
平成15年5月	株式会社モリキへ資本参加
平成15年5月	株式会社ファクト薬品を設立
平成15年9月	株式会社ドラッグライオンから四国地区営業権を取得し、四国事業部として営業開始
平成15年10月	株式会社笹岡薬局の全株式を取得
平成15年10月	株式会社レモンへ資本参加
平成15年10月	株式会社リード薬品を設立
平成15年10月	株式会社ホシノへ資本参加
平成16年1月	富士薬品グループの会社が株式会社一富士債権回収(サービサー・資本金5億円・本社大阪市)を設立
平成16年1月	株式会社ドラッグライオンから岡山地区営業権を取得し、中四国事業部として営業開始
平成16年2月	株式会社ドラッグストアコスモ二十一の全株式を取得
平成16年3月	株式会社ドラッグストアキリンの全株式を取得
平成16年3月	株式会社太陽の営業権を取得し、株式会社ジャストドラッグとして営業開始
平成16年3月	株式会社イナバの営業権を取得し、株式会社モリキへ移譲
平成16年3月	株式会社オリエックスの営業権を取得し、株式会社新生オリエックス社として営業開始
平成16年4月	株式会社森山薬局の全株式を取得
平成16年6月	株式会社薬のタムラの全株式を取得
平成16年6月	株式会社ユタカファーマシーと業務提携及び資本参加
平成16年8月	株式会社パワーズドラッグの全株式を取得
平成16年11月	株式会社篠田薬局の全株式を取得

年月	事項
平成17年 3月	中四国事業部を吸収分割し、株式会社中四国セイムスに商号変更
平成17年 3月	株式会社メディカルコスモ薬品を設立
平成17年 5月	株式会社ドラッグ・オゾンへ資本参加
平成18年 3月	株式会社ハッピードアの全株式を取得
平成18年 6月	株式会社アベールの全事業を譲受け
平成18年 8月	株式会社トライックスの全株式を取得
平成19年 6月	株式会社新光誠薬品を設立
平成19年 7月	株式会社明星薬品の全株式を取得
平成19年 8月	太陽堂薬品株式会社の全株式を取得
平成19年 9月	株式会社ハッピードアの全事業を譲受け
平成19年10月	株式会社ドラッグストアバイゴーへ資本参加
平成19年11月	株式会社アルファの全株式を取得
平成19年12月	株式会社篠田薬局の全事業を譲受け
平成20年 3月	株式会社シバタ薬品へ資本参加
平成20年 4月	株式会社房総富士薬品を設立
平成20年 6月	株式会社内山薬品商会の全株式を取得
平成20年 7月	株式会社シンボ薬品を設立
平成20年 9月	新埼玉薬品株式会社を設立
平成20年 9月	株式会社富士薬品ユニバーサルネット（特例子会社）を設立
平成21年 1月	株式会社モリキが株式会社タムラ及び株式会社パワーズドラッグを吸収合併
平成21年 3月	共栄製薬工業株式会社の全株式を取得
平成21年 4月	株式会社新共栄薬品を設立
平成21年10月	株式会社アルファが株式会社らいおんクリエイトの事業の一部を譲受け、株式会社東北セイムスに商号変更
平成22年 4月	株式会社中四国セイムスが株式会社ドラッグストアコスモ21を吸収合併して、株式会社西日本セイムスに商号変更
平成22年 4月	株式会社レモン、株式会社ドラッグストアキリン及び株式会社森山薬局が解散し、株式会社東海セイムスを設立
平成22年 4月	株式会社ジャストドラッグが株式会社シバタ薬品を吸収合併し、株式会社関東セイムスに商号変更
平成23年11月	株式会社ノザキ薬品の全株式を取得
平成23年11月	上海に現地法人富高美健（上海）貿易有限公司を設立
平成24年 4月	共栄製薬工業株式会社は株式会社パナケイア製薬を吸収合併して、株式会社パナケイア製薬に商号変更
平成24年 6月	中化生医科技股？ 有限公司の全株式を取得

【会社の目的及び事業の内容】

(a) 会社の目的

当社は、次の事業を営むことを目的とします。

1. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、動物用医薬品、毒劇物、試薬、ビタミン含有食品・精製魚油加工食品等の健康食品、ミネラル含有飲料・植物繊維加工飲料等の健康飲料、薬味酒、清涼飲料水、洗剤、シャンプー、リンスの製造、卸・小売販売及び輸出入
2. 医薬品配置販売業
3. 薬局、薬店の経営
4. 白蟻、その他の害虫の防除施工
5. 医療機器のリース業
6. 食料品、乳製品、米穀、塩、酒類、煙草、日用品雑貨、衣料品、寝具類、花木園芸用品、ペット用品の販売
7. 書籍雑誌、文房具類、時計、スポーツ用品、玩具、ビデオ・オーディオテープ、フィルムの販売及び写真の現像、焼き付けの取り次ぎ
8. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介及び鑑定
9. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
10. ビルの管理及び清掃に関する業務
11. 広告代理業務
12. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(b) 事業の内容

当社は、医薬品等の製造並びに医薬品等の配置販売、薬局・ドラッグストア販売及び卸販売を行っており、主要な事業所の状況は以下のとおりです。

本社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目383 番地

本部 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目292 番地 1

工場 富山工場 富山第二工場（富山県富山市婦中町）

研究所 第一研究所 第二研究所（埼玉県さいたま市西区）

配置販売営業所、薬局・ドラッグストア

区分	営業所数及び店舗数			
配置販売営業所	全国	295か所		
	北海道	22か所		
	東北	青森県	岩手県	宮城県
		秋田県	山形県	福島県
	関東	茨城県	栃木県	群馬県
		埼玉県	千葉県	東京都
	中部	神奈川県	富山県	石川県
		新潟県	山梨県	長野県
	近畿	福井県	静岡県	愛知県
		岐阜県	滋賀県	京都府
	中四国	三重県	兵庫県	奈良県
		大阪府	和歌山県	
	九州	鳥取県	島根県	岡山県
		広島県	山口県	徳島県
九州	香川県	愛媛県	高知県	
	福岡県	佐賀県	長崎県	
	熊本県	大分県	宮崎県	
	鹿児島県	沖縄県		
薬局・ドラッグストア	全国	383か所		
	関東	埼玉県	東京都	栃木県
		茨城県	千葉県	群馬県
		神奈川県		

また、重要な子会社の状況は、下表のとおりであります。

会社名	所在地	資本金 (百万円)	当社の 出資比率 (%)	主要な 事業内容
株式会社らいおんクリエイト	宮城県仙台市	30	100.0	ドラッグストア経営
株式会社東北セイムス	山形県米沢市	10	100.0	ドラッグストア経営
株式会社西日本セイムス	愛媛県宇和島市	20	100.0	ドラッグストア経営
株式会社東海セイムス	三重県松阪市	45	100.0	ドラッグストア経営
株式会社関東セイムス	群馬県桐生市	50	100.0	ドラッグストア経営
株式会社ドラッグストアパイコー	東京都青梅市	98	100.0	ドラッグストア経営
株式会社スマイルドラッグ	東京都港区	45	100.0	ドラッグストア経営
株式会社モリキ	長野県飯山市	25	90.0	ドラッグストア経営
協和商事株式会社	大阪府東大阪市	20	75.0	ドラッグストア経営
株式会社ドラッグ・オゾン	千葉県松戸市	40	51.0	ドラッグストア経営
株式会社新生オリエックス社	埼玉県さいたま市	10	100.0	医薬品卸販売
東和製薬株式会社	和歌山県紀の川市	16	100.0	医薬品製造販売
株式会社パナケイア製薬	富山県高岡市	10	100.0	医薬品製造販売
共栄製薬工業株式会社	富山県高岡市	51	100.0	医薬品製造販売

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成25年1月10日現在

資本金の額	発行済株式の総数
314,559,500円	8,354,840株

【大株主】

平成25年1月10日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
有限会社タツミ興産	埼玉県さいたま市大宮区上小町380	3,040	36.39
高柳 貞夫	埼玉県さいたま市大宮区上小町	1,329	15.92
高柳 勢津子	埼玉県さいたま市大宮区上小町	1,035	12.39
株式会社三輝商事	埼玉県さいたま市大宮区上小町380	954	11.43
富士薬品社員持株会	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目383	775	9.28
高柳 昌幸	東京都渋谷区神宮前	616	7.37
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4-1	95	1.14
株式会社武蔵野銀行	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10-8	88	1.05
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	49	0.59
大島 映里	埼玉県さいたま市大宮区上小町	41	0.49
計		8,024	96.05

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年1月10日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	医療用医薬品 事業部長	高柳 昌幸	昭和36年 7月7日	平成元年4月 平成元年12月 平成3年6月 平成6年6月 平成17年6月 平成21年4月	当社入社 取締役 常務取締役 専務取締役 代表取締役社長 代表取締役社長兼医療用医薬品 事業部長（現在）	616
取締役	社長室長兼管 理本部長兼財 務部長	松本 和浩	昭和41年 11月3日	平成18年1月 平成21年3月 平成21年4月 平成22年4月 平成24年4月	当社入社 情報システム部長 取締役情報システム部長 取締役社長室兼管理本部長兼情 報システム部長 取締役社長室兼管理本部長兼情 報システム部長兼総務部長兼法 務・知的財産管理部長 取締役社長室兼管理本部長兼財 務部長（現在）	1
取締役	ドラッグスト ア事業部長	楠 匡志	昭和43年 5月18日	平成16年2月 平成17年4月 平成17年6月 平成19年6月 平成21年4月	当社入社 薬局本部副本部長 薬局本部長 取締役薬局本部長 取締役ドラッグストア事業副本 部長兼商品本部長 取締役ドラッグストア事業部長 （現在）	1
取締役	生産事業部長 兼富山工場長	中川 正之	昭和21年 10月15日	平成18年10月 平成19年6月 平成21年4月	当社入社 生産本部副本部長 取締役生産本部長兼富山工場長 取締役生産事業部長兼富山工場 長（現在）	1
取締役	医薬営業本 部長	石川 輝夫	昭和21年 9月12日	平成24年6月 平成24年6月	当社入社 医薬営業本部長 取締役医薬営業本部長（現在）	
監査役[常 勤]		相川 一男	昭和19年 11月3日	平成11年5月 平成15年4月 平成19年3月 平成21年3月	当社入社 医薬品研究開発本部次 長 医薬品研究開発本部長 医薬品研究開発本部顧問 当社常勤監査役（現在）	2
監査役[常 勤]		藤岡 孝之	昭和19年 3月25日	平成12年3月 平成14年8月 平成21年3月	藤岡孝之税理士事務所開設（現 在） 当社顧問（税理士契約） 当社常勤監査役（現在）	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式 数 (千株)
監査役		佐藤 哲男	昭和7年 4月22日	平成3年8月 平成11年6月	佐藤哲男税理士事務所 所長（現在） 当社監査役（現在）	2
監査役		井上 和弘	昭和17年 5月15日	平成9年7月 平成17年6月 平成19年5月 平成21年3月	日本経営合理化協会理事（現在） ㈱サン・ライフ取締役（現在） ㈱アイシーオーコンサルティン グ取締役会長 当社監査役（現在）	
計						623

(2) 【経理の状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第58期事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)及び第59期事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の計算書類について、当社会計監査人である有限責任あずさ監査法人により監査を受けておりますが、本書に記載する当社の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

区分	注記 番号	第58期事業年度 (平成23年3月31日)		第59期事業年度 (平成24年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金		1,519,658		1,135,436	
受取手形		963		3,806	
売掛金		4,527,008		4,616,109	
商品及び製品		23,112,970		24,020,380	
仕掛品		367,041		275,909	
原材料及び貯蔵品		485,863		488,425	
繰延税金資産		2,243,688		1,772,889	
短期貸付金		2,593,681		5,279,718	
未収入金		1,567,626		1,749,177	
立替金		1,075,487		1,252,887	
預け金		240,621		7,178,149	
その他		471,125		495,717	
貸倒引当金		85,100		121,323	
流動資産合計		38,120,636	38.5	48,147,286	45.9
固定資産					
有形固定資産	2				
建物	1	11,024,093		10,393,205	
構築物		492,017		438,668	
機械及び装置		2,430,424		1,820,142	
車両運搬具		15,920		12,134	
工具、器具及び備品		1,232,970		1,089,717	
土地	1	16,580,948		16,030,964	
リース資産		470,900		453,247	
建設仮勘定		248,267		401,005	
有形固定資産合計		32,495,544	32.8	30,639,086	29.2
無形固定資産					
のれん		1,679,253		1,255,874	
借地権		262,731		231,648	
ソフトウェア		212,672		264,222	
その他		4,000		3,831	
無形固定資産合計		2,158,657	2.2	1,755,576	1.7
投資その他資産					
投資有価証券		88,490		92,993	
関係会社株式		6,805,401		6,792,383	
長期貸付金		2,349,695		1,287,676	
関係会社長期貸付金		7,890,670		8,854,802	
破産更生債権等		3,664,251		3,082,608	
繰延税金資産		1,452,007		1,455,997	
投資不動産		5,354,064		4,482,926	
敷金及び保証金		4,241,379		4,374,342	
その他		1,572,820		1,792,257	
貸倒引当金		7,108,899		7,956,318	
投資その他資産合計	3	26,309,883	26.6	24,259,670	23.1
固定資産合計		60,964,085	61.5	56,654,333	54.1
資産合計		99,084,721	100.0	104,801,619	100.0

区分	注記 番号	第58期事業年度 (平成23年3月31日)		第59期事業年度 (平成24年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>					
<b>流動負債</b>					
買掛金		10,489,898		12,045,565	
短期借入金	1	9,430,000		16,228,148	
一年内返済予定の長期借入金	1	4,179,720		3,973,920	
リース債務		332,613		225,723	
未払金		4,018,781		4,532,631	
未払法人税等		3,490,824		1,297,353	
未払消費税等		373,551		402,226	
預り金		356,217		432,057	
賞与引当金		1,803,792		1,436,712	
役員賞与引当金		22,000		-	
ポイント引当金		1,821,890		2,561,192	
その他		174,293		367,424	
<b>流動負債合計</b>		<b>36,493,585</b>	<b>36.8</b>	<b>43,502,956</b>	<b>41.5</b>
<b>固定負債</b>					
長期借入金	1	16,961,897		13,337,727	
リース債務		181,223		268,468	
退職給付引当金		3,321,960		3,820,612	
役員退職慰労引当金		201,526		283,101	
事業損失引当金		203,299		119,033	
資産除去債務		224,459		224,251	
その他		247,266		192,680	
<b>固定負債合計</b>		<b>21,341,632</b>	<b>21.5</b>	<b>18,245,875</b>	<b>17.4</b>
<b>負債合計</b>		<b>57,835,217</b>	<b>58.4</b>	<b>61,748,831</b>	<b>58.9</b>
<b>(純資産の部)</b>					
<b>株主資本</b>					
1 資本金		314,559	0.3	314,559	0.3
2 資本剰余金					
資本準備金		257,699		257,699	
<b>資本剰余金合計</b>		<b>257,699</b>	<b>0.3</b>	<b>257,699</b>	<b>0.2</b>
3 利益剰余金					
利益準備金		78,639		78,639	
その他利益剰余金					
特別償却準備金		41,154		24,880	
圧縮積立金		8,974		8,974	
別途積立金		49,868,000		49,868,000	
繰越利益剰余金		9,309,190		7,494,234	
<b>利益剰余金合計</b>		<b>40,687,577</b>	<b>41.1</b>	<b>42,486,260</b>	<b>40.5</b>
4 自己株式		12,787	0.0	13,568	0.0
<b>株主資本合計</b>		<b>41,247,048</b>	<b>41.6</b>	<b>43,044,951</b>	<b>41.1</b>
<b>評価・換算差額等</b>					
その他有価証券評価差額金		2,455	0.0	7,837	0.0
<b>評価・換算差額等合計</b>		<b>2,455</b>	<b>0.0</b>	<b>7,837</b>	<b>0.0</b>
<b>純資産合計</b>		<b>41,249,504</b>	<b>41.6</b>	<b>43,052,788</b>	<b>41.1</b>
<b>負債純資産合計</b>		<b>99,084,721</b>	<b>100.0</b>	<b>104,801,619</b>	<b>100.0</b>

【損益計算書】

区分	注記 番号	第58期事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		第59期事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高	1	147,310,763	100.0	143,406,476	100.0
売上原価	1	92,933,887	63.1	89,636,909	62.5
売上総利益		54,376,876	36.9	53,769,566	37.5
販売費及び一般管理費		47,774,679	32.4	47,092,239	32.8
営業利益		6,602,197	4.5	6,677,327	4.7
営業外収益	1				
受取利息		161,532		122,332	
受取配当金		38,555		40,181	
投資不動産賃貸料		286,797		239,471	
協賛金収入		139,715		123,438	
受取管理収入		499,962		565,127	
その他		401,481		438,667	
営業外収益合計		1,528,043	1.0	1,529,219	1.1
営業外費用					
支払利息		291,336		207,648	
社債利息		6,873		-	
その他		371,097		176,741	
営業外費用合計		669,308	0.5	384,390	0.3
経常利益		7,460,932	5.1	7,822,156	5.5
特別利益					
固定資産売却益		33,996		3,250	
貸倒引当金戻入額		579,230		-	
社会保険料預り金過年度修正		192,630		-	
関係会社株式売却益		-		199,999	
特別利益合計		805,858	0.5	203,250	0.1
特別損失					
固定資産除売却損		147,050		246,851	
減損損失	2	274,105		1,208,207	
貸倒引当金繰入額		1,836,955		1,353,596	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		83,580		-	
災害による損失		141,560		93,613	
関係会社株式評価損		907,590		50,307	
特別損失合計		3,390,842	2.3	2,952,575	2.1
税引前当期純利益		4,875,947	3.3	5,072,831	3.5
法人税、住民税及び事業税		3,951,450		2,560,536	
法人税等調整額		801,314		463,159	
過年度法人税等	3	306,800		-	
法人税等合計		3,456,935	2.3	3,023,696	2.1
当期純利益		1,419,012	1.0	2,049,135	1.4

【株主資本等変動計算書】  
第58期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					特別償却 準備金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成22年4月1日残高（千円）	314,559	257,699	257,699	78,639	63,939	8,974	49,868,000	10,584,012	39,435,541
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								166,975	166,975
当期純利益								1,419,012	1,419,012
自己株式の取得									
特別償却準備金積立					6,192			6,192	-
特別償却準備金取崩					28,977			28,977	-
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計 （千円）	-	-	-	-	22,785	-	-	1,274,822	1,252,036
平成23年3月31日残高（千円）	314,559	257,699	257,699	78,639	41,154	8,974	49,868,000	9,309,190	40,687,577

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成22年4月1日残高（千円）	11,746	39,996,053	14,525	14,525	40,010,578
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		166,975			166,975
当期純利益		1,419,012			1,419,012
自己株式の取得	1,040	1,040			1,040
特別償却準備金積立		-			-
特別償却準備金取崩		-			-
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額（純額）			12,069	12,069	12,069
事業年度中の変動額合計 （千円）	1,040	1,250,995	12,069	12,069	1,238,926
平成23年3月31日残高（千円）	12,787	41,247,049	2,455	2,455	41,249,504

第59期事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				
					特別償却 準備金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成23年 4月 1日残高（千円）	314,559	257,699	257,699	78,639	41,154	8,974	49,868,000	9,309,190	40,687,577
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								250,453	250,453
当期純利益								2,049,135	2,049,135
自己株式の取得									
特別償却準備金積立									-
特別償却準備金取崩					16,273			16,273	-
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計 （千円）	-	-	-	-	16,273	-	-	1,814,955	1,798,682
平成24年 3月31日残高（千円）	314,559	257,699	257,699	78,639	24,880	8,974	49,868,000	7,494,234	42,486,260

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成23年 4月 1日残高（千円）	12,787	41,247,049	2,455	2,455	41,249,504
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		250,453			250,453
当期純利益		2,049,135			2,049,135
自己株式の取得	780	780			780
特別償却準備金積立		-			-
特別償却準備金取崩		-			-
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額（純額）		-	5,382	5,382	5,382
事業年度中の変動額合計 （千円）	780	1,797,901	5,382	5,382	1,803,283
平成24年 3月31日残高（千円）	13,568	43,044,950	7,837	7,837	43,052,788

【重要な会計方針】

項目	第58期事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第59期事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 時価法</p>	<p>デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 同左</p>
3 棚卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 商品、製品 総平均法及び移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)</p> <p>(2) 原材料、仕掛品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)</p> <p>(3) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)</p>	<p>(1) 商品、製品 同左</p> <p>(2) 原材料、仕掛品 同左</p> <p>(3) 貯蔵品 同左</p>
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(投資不動産を含み、リース資産を除く) 建物(建物附属設備は除く) 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法 建物以外 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法 また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。 各資産別の耐用年数として、以下の年数を採用しております。 建物 8年～50年 構築物 10年～20年 機械及び装置 7年 工具、器具及び備品 5年～8年 投資不動産 10年～50年</p>	<p>(1) 有形固定資産(投資不動産を含み、リース資産を除く) 同左</p>

項目	第58期事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第59期事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 のれんについては、5年間で均等償却しております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 のれんについては、5年間で均等償却しております。</p> <p>(3) リース資産 同左</p>
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 投資損失引当金 関係会社株式の実質価額が著しく低下したものの、その回収可能性を検討し減損処理を行わなかった株式について、健全性の観点から投資損失の発生に備えるため、関係会社の財政状態を勘案して必要額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 取締役及び監査役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(5) ポイント引当金 ポイント使用による発生費用に備えるため、顧客に発行したポイントで将来の使用見込みを合理的に見積もったポイント数に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 投資損失引当金 同左</p> <p>(3) 賞与引当金 同左</p> <p>-</p> <p>(4) ポイント引当金 同左</p>

項目	第58期事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第59期事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
	<p>(6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。 過去勤務債務については、発生年度に一括損益計上しております。ただし、エキスパート社員については、エキスパート社員の退職金の支出に備えるため、エキスパート社員規程に基づく自己都合による期末要支給額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(7) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(8) 事業損失引当金 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の債務超過額の内、当社の損失負担見込額を計上しております。</p>	<p>(5) 退職給付引当金 同左</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(7) 事業損失引当金 同左</p>
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【追加情報】

第58期事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第59期事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<p>(資産除去債務に関する会計基準等) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益は11,848千円、税引前当期純利益は95,428千円減少しております。</p>	<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等) 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月 4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月 4日)を適用しております。</p>

【注記事項】  
(貸借対照表関係)

第58期事業年度 (平成23年3月31日)	第59期事業年度 (平成24年3月31日)																																																																																		
<p>1 担保に供している資産及び担保に係る債務</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="1"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">2,689,750千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">10,834,174千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">13,523,924千円</td> </tr> </table> <p>担保に係る債務</p> <table border="1"> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">3,430,000千円</td> </tr> <tr> <td>一年内返済予定長期借入金</td> <td style="text-align: right;">3,499,720千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">14,881,897千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">21,811,617千円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 27,880,597千円</p> <p>3 投資不動産の減価償却累計額 9,428千円</p> <p>4 偶発債務 関係会社等の金融機関からの借入等に対する被保証先別債務保証残高は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>内容</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社一富士債権回収</td> <td>銀行借入</td> <td style="text-align: right;">1,000,000</td> </tr> <tr> <td>株式会社ドラッグストアバ イゴー</td> <td>銀行借入、仕入債務</td> <td style="text-align: right;">832,927</td> </tr> <tr> <td>共栄製薬工業株式会社</td> <td>銀行借入</td> <td style="text-align: right;">171,432</td> </tr> <tr> <td>株式会社スマイルドラッグ</td> <td>仕入債務</td> <td style="text-align: right;">95,211</td> </tr> <tr> <td>株式会社関東セイムス</td> <td>仕入債務</td> <td style="text-align: right;">49,151</td> </tr> <tr> <td>その他5件</td> <td>仕入債務</td> <td style="text-align: right;">350,988</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,499,709</td> </tr> </tbody> </table>	建物	2,689,750千円	土地	10,834,174千円	合計	13,523,924千円	短期借入金	3,430,000千円	一年内返済予定長期借入金	3,499,720千円	長期借入金	14,881,897千円	合計	21,811,617千円	被保証者	内容	金額 (千円)	株式会社一富士債権回収	銀行借入	1,000,000	株式会社ドラッグストアバ イゴー	銀行借入、仕入債務	832,927	共栄製薬工業株式会社	銀行借入	171,432	株式会社スマイルドラッグ	仕入債務	95,211	株式会社関東セイムス	仕入債務	49,151	その他5件	仕入債務	350,988	合計		2,499,709	<p>1 担保に供している資産及び担保に係る債務</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="1"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">2,306,785千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">10,051,161千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">12,357,946千円</td> </tr> </table> <p>担保に係る債務</p> <table border="1"> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">10,328,209千円</td> </tr> <tr> <td>一年内返済予定長期借入金</td> <td style="text-align: right;">3,253,920千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">11,652,727千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">25,234,856千円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 29,664,127千円</p> <p>3 投資不動産の減価償却累計額 12,700千円</p> <p>4 偶発債務</p> <p>(1) 重要な訴訟事件 平成22年6月28日付で、株式会社関西アーバン銀行から、当社及び株式会社日建を被告とする日建に対する融資等の損害賠償請求訴訟を提起され、平成24年3月15日に大阪地方裁判所の判決において、被告は連帯して、原告に対し、38億8千5百万円及びこれに対する遅延損害金起算日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を命じられました。 これを受けて、当社は第一審判決を不服として、平成24年3月28日に大阪高等裁判所へ控訴致しました。 なお、今後の訴訟の推移によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>(2) 保証債務 関係会社等の金融機関からの借入等に対する被保証先別債務保証残高は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>内容</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社モリキ</td> <td>銀行借入、仕入債務</td> <td style="text-align: right;">1,617,410</td> </tr> <tr> <td>株式会社一富士債権回収</td> <td>銀行借入</td> <td style="text-align: right;">1,000,000</td> </tr> <tr> <td>株式会社ドラッグストアバ イゴー</td> <td>銀行借入、仕入債務</td> <td style="text-align: right;">844,923</td> </tr> <tr> <td>株式会社西日本セイムス</td> <td>銀行借入、仕入債務</td> <td style="text-align: right;">509,010</td> </tr> <tr> <td>株式会社スマイルドラッグ</td> <td>銀行借入、仕入債務</td> <td style="text-align: right;">503,070</td> </tr> <tr> <td>その他8件</td> <td>銀行借入、仕入債務</td> <td style="text-align: right;">1,514,630</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">5,989,043</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務</p> <table border="1"> <tr> <td>短期金銭債権</td> <td style="text-align: right;">3,581,625千円</td> </tr> <tr> <td>長期金銭債権 (区分掲記しているものを含む)</td> <td style="text-align: right;">8,215,993千円</td> </tr> <tr> <td>短期金銭債務</td> <td style="text-align: right;">741,227千円</td> </tr> </table>	建物	2,306,785千円	土地	10,051,161千円	合計	12,357,946千円	短期借入金	10,328,209千円	一年内返済予定長期借入金	3,253,920千円	長期借入金	11,652,727千円	合計	25,234,856千円	被保証者	内容	金額 (千円)	株式会社モリキ	銀行借入、仕入債務	1,617,410	株式会社一富士債権回収	銀行借入	1,000,000	株式会社ドラッグストアバ イゴー	銀行借入、仕入債務	844,923	株式会社西日本セイムス	銀行借入、仕入債務	509,010	株式会社スマイルドラッグ	銀行借入、仕入債務	503,070	その他8件	銀行借入、仕入債務	1,514,630	合計		5,989,043	短期金銭債権	3,581,625千円	長期金銭債権 (区分掲記しているものを含む)	8,215,993千円	短期金銭債務	741,227千円
建物	2,689,750千円																																																																																		
土地	10,834,174千円																																																																																		
合計	13,523,924千円																																																																																		
短期借入金	3,430,000千円																																																																																		
一年内返済予定長期借入金	3,499,720千円																																																																																		
長期借入金	14,881,897千円																																																																																		
合計	21,811,617千円																																																																																		
被保証者	内容	金額 (千円)																																																																																	
株式会社一富士債権回収	銀行借入	1,000,000																																																																																	
株式会社ドラッグストアバ イゴー	銀行借入、仕入債務	832,927																																																																																	
共栄製薬工業株式会社	銀行借入	171,432																																																																																	
株式会社スマイルドラッグ	仕入債務	95,211																																																																																	
株式会社関東セイムス	仕入債務	49,151																																																																																	
その他5件	仕入債務	350,988																																																																																	
合計		2,499,709																																																																																	
建物	2,306,785千円																																																																																		
土地	10,051,161千円																																																																																		
合計	12,357,946千円																																																																																		
短期借入金	10,328,209千円																																																																																		
一年内返済予定長期借入金	3,253,920千円																																																																																		
長期借入金	11,652,727千円																																																																																		
合計	25,234,856千円																																																																																		
被保証者	内容	金額 (千円)																																																																																	
株式会社モリキ	銀行借入、仕入債務	1,617,410																																																																																	
株式会社一富士債権回収	銀行借入	1,000,000																																																																																	
株式会社ドラッグストアバ イゴー	銀行借入、仕入債務	844,923																																																																																	
株式会社西日本セイムス	銀行借入、仕入債務	509,010																																																																																	
株式会社スマイルドラッグ	銀行借入、仕入債務	503,070																																																																																	
その他8件	銀行借入、仕入債務	1,514,630																																																																																	
合計		5,989,043																																																																																	
短期金銭債権	3,581,625千円																																																																																		
長期金銭債権 (区分掲記しているものを含む)	8,215,993千円																																																																																		
短期金銭債務	741,227千円																																																																																		
<p>5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務</p> <table border="1"> <tr> <td>短期金銭債権</td> <td style="text-align: right;">16,063,935千円</td> </tr> <tr> <td>長期金銭債権 (区分掲記しているものを含む)</td> <td style="text-align: right;">4,450,233千円</td> </tr> <tr> <td>短期金銭債務</td> <td style="text-align: right;">953,106千円</td> </tr> </table>	短期金銭債権	16,063,935千円	長期金銭債権 (区分掲記しているものを含む)	4,450,233千円	短期金銭債務	953,106千円																																																																													
短期金銭債権	16,063,935千円																																																																																		
長期金銭債権 (区分掲記しているものを含む)	4,450,233千円																																																																																		
短期金銭債務	953,106千円																																																																																		

(損益計算書関係)

第58期事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)					第59期事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)						
1 関係会社との取引高					1 関係会社との取引高						
売上高				1,985,053千円	売上高				2,023,940千円		
仕入高				3,854,661千円	仕入高				3,991,061千円		
その他の営業取引高				45,801千円	その他の営業取引高				38,432千円		
営業取引以外の取引高				231,482千円	営業取引以外の取引高				1,072,210千円		
2 減損損失					2 減損損失						
当社は、当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。					当社は、当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。						
減損損失を認識した資産グループの概要					減損損失を認識した資産グループの概要						
用途	種類	場所	件数	金額 (千円)	用途	種類	場所	件数	金額 (千円)		
店舗	建物等	神奈川県	2	6,757	店舗	建物等	神奈川県	3	27,983		
		群馬県	1	36,378			埼玉県	17	286,684		
		茨城県	1	2,642			千葉県	3	10,313		
		埼玉県	22	145,092			東京都	3	2,267		
		千葉県	10	21,251			営業所	建物等	北海道	1	13,354
		東京都	8	55,983	全社共通	その他	埼玉県	1	867,603		
営業所	工具、器具 及び備品	徳島県	1	8	合計					28	1,208,207
広島県		1	4								
工場	建物等	富山県	2	2,191	減損損失の認識に至った経緯						
全社共通	その他	埼玉県	3	3,796	当事業年度において閉鎖した店舗、営業所及び閉鎖予定の店舗、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる店舗、時価が著しく下落した資産等について減損損失を認識し、各資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。						
合計					減損損失の金額						
					種類					金額(千円)	
					建物					86,792	
					構築物					6,784	
					工具、器具及び備品					14,177	
					その他					1,100,453	
					合計					1,208,207	
減損損失の認識に至った経緯					資産のグルーピングの方法						
当事業年度において閉鎖した店舗、営業所及び閉鎖予定の店舗、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる店舗、時価が著しく下落した資産等について減損損失を認識し、各資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。					キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗及び営業所を基本単位としております。また、賃貸不動産及び遊休資産については、物件ごとにグルーピングしております。						
減損損失の金額					回収可能価額の算定方法						
種類					資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを1.60%で割引いて算定しております。						
建物					電話加入権については、正味売却価額により測定しております。						
構築物											
機械及び装置											
工具、器具及び備品											
その他											
合計											

第58期事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第59期事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<p>3 法人税等</p> <p>過年度法人税等は、平成22年 8月に関東信越国税局から更正決定処分を受け仮納付した306百万円を保守的に過年度法人税等として計上したものであります。なお、当社は、平成22年10月、関東信越国税局の更正決定処分を不服として、関東信越国税不服審判所に対して審査請求を行っております。</p>	

(株主資本等変動計算書関係)

第58期事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び株式数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類		当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式	普通株式	8,354,840	-	-	8,354,840	
自己株式	普通株式	6,070	320	-	6,390	(注)

(注)当事業年度増加自己株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年 6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しました。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額..... 166,975千円

1株当たり配当額..... 20円

基準日..... 平成22年 3月31日

効力発生日..... 平成22年 6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年 6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しました。

普通株式の配当に関する事項

配当総額..... 250,453千円

配当の原資..... 利益剰余金

1株当たり配当額..... 30円

基準日..... 平成23年 3月31日

効力発生日..... 平成23年 6月27日

第59期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び株式数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類		当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式	普通株式	8,354,840	-	-	8,354,840	
自己株式	普通株式	6,390	240	-	6,630	(注)

(注)当事業年度増加自己株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しました。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額..... 250,453千円

1株当たり配当額..... 30円

基準日..... 平成23年3月31日

効力発生日..... 平成23年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

普通株式の配当に関する事項

配当総額..... 250,446千円

配当の原資..... 利益剰余金

1株当たり配当額..... 30円

基準日..... 平成24年3月31日

効力発生日..... 平成24年6月27日

(税効果会計関係)

第58期事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第59期事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産(流動)	繰延税金資産(流動)
賞与引当金 728,732千円	賞与引当金 542,419千円
ポイント引当金 736,044千円	ポイント引当金 966,958千円
未払社会保険料 96,710千円	未払社会保険料 70,408千円
前払金 332,439千円	前払金 34,820千円
未払事業所税 39,574千円	未払事業所税 37,431千円
未払事業税 254,919千円	未払事業税 88,355千円
その他 55,270千円	未実現利益 31,527千円
繰延税金資産(流動)の純額 2,243,688千円	その他 63,185千円
	小計 1,835,105千円
繰延税金資産(固定)	繰延税金負債(流動)
退職給付引当金 1,342,072千円	特別勘定繰入超過額 60,503千円
減価償却超過額 230,352千円	その他 1,712千円
関係会社株式評価損 952,023千円	小計 62,215千円
事業損失引当金 82,133千円	繰延税金資産(流動)の純額 1,772,889千円
役員退職慰労引当金 81,417千円	
投資不動産評価損 1,636,479千円	繰延税金資産(固定)
貸倒引当金 2,536,452千円	退職給付引当金 1,351,553千円
減損損失(投資不動産及び土地) 787,993千円	減価償却超過額 183,358千円
資産除去債務(固定) 90,681千円	関係会社株式評価損 889,802千円
その他 23,187千円	事業損失引当金 48,090千円
小計 7,762,789千円	役員退職慰労引当金 114,373千円
評価性引当額 6,216,153千円	投資不動産評価損 1,636,479千円
繰延税金資産(固定)合計 1,546,636千円	貸倒引当金 2,459,653千円
繰延税金負債(固定)	減損損失 1,181,859千円
資産除去債務 37,848千円	資産除去債務(固定) 90,598千円
特別償却準備金 27,949千円	その他 29,733千円
保証金 21,084千円	小計 7,985,498千円
固定資産圧縮積立金 6,083千円	評価性引当額 6,450,587千円
其他有価証券評価差額 1,664千円	繰延税金資産(固定)合計 1,534,911千円
小計 94,628千円	繰延税金負債(固定)
繰延税金資産(固定)の純額 1,452,007千円	資産除去債務 34,655千円
	特別償却準備金 15,406千円
	保証金 20,003千円
	固定資産圧縮積立金 3,536千円
	其他有価証券評価差額 5,312千円
	小計 78,913千円
	繰延税金資産(固定)の純額 1,455,997千円

第58期事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第59期事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.4%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.4%</td></tr> <tr><td>受取配当金益金不算入</td><td style="text-align: right;">0.1%</td></tr> <tr><td>留保金課税</td><td style="text-align: right;">7.0%</td></tr> <tr><td>地方税均等割額</td><td style="text-align: right;">1.7%</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">6.3%</td></tr> <tr><td>法人税額の特別控除</td><td style="text-align: right;">3.2%</td></tr> <tr><td>評価性引当金の増減</td><td style="text-align: right;">16.8%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1.6%</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">70.9%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.4%	交際費等永久に損金算入されない項目	0.4%	受取配当金益金不算入	0.1%	留保金課税	7.0%	地方税均等割額	1.7%	過年度法人税等	6.3%	法人税額の特別控除	3.2%	評価性引当金の増減	16.8%	その他	1.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	70.9%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.4%</td></tr> <tr><td>税率変更</td><td style="text-align: right;">6.5%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.3%</td></tr> <tr><td>受取配当金益金不算入</td><td style="text-align: right;">0.2%</td></tr> <tr><td>留保金課税</td><td style="text-align: right;">5.0%</td></tr> <tr><td>地方税均等割額</td><td style="text-align: right;">1.6%</td></tr> <tr><td>法人税額の特別控除</td><td style="text-align: right;">4.1%</td></tr> <tr><td>評価性引当金の増減</td><td style="text-align: right;">4.6%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">5.5%</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">59.6%</td></tr> </table> <p>3 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.8%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.4%となります。</p> <p>この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は328,514千円減少し、法人税等調整額は328,514千円増加しております。</p>	法定実効税率	40.4%	税率変更	6.5%	交際費等永久に損金算入されない項目	0.3%	受取配当金益金不算入	0.2%	留保金課税	5.0%	地方税均等割額	1.6%	法人税額の特別控除	4.1%	評価性引当金の増減	4.6%	その他	5.5%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	59.6%
法定実効税率	40.4%																																								
交際費等永久に損金算入されない項目	0.4%																																								
受取配当金益金不算入	0.1%																																								
留保金課税	7.0%																																								
地方税均等割額	1.7%																																								
過年度法人税等	6.3%																																								
法人税額の特別控除	3.2%																																								
評価性引当金の増減	16.8%																																								
その他	1.6%																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	70.9%																																								
法定実効税率	40.4%																																								
税率変更	6.5%																																								
交際費等永久に損金算入されない項目	0.3%																																								
受取配当金益金不算入	0.2%																																								
留保金課税	5.0%																																								
地方税均等割額	1.6%																																								
法人税額の特別控除	4.1%																																								
評価性引当金の増減	4.6%																																								
その他	5.5%																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	59.6%																																								

(リース取引関係)

第58期事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第59期事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<p>リースにより使用する固定資産</p> <p>貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両、器具備品及びソフトウェア等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。</p>	<p>リースにより使用する固定資産</p> <p>同左</p>

(金融商品関係)

第58期事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第59期事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)																																																																																																																																																																																																																
<p>1 金融商品の状況に関する事項</p> <p>当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。</p> <p>営業債権である売掛金は、主に国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対するものであり信用リスクは低いものと判断しております。それ以外の売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。</p> <p>また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については半期ごとに時価の把握を行っております。</p> <p>借入金の用途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。</p> <p>なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。</p> <p>2 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>平成23年 3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">貸借対照表 計上額</th> <th style="text-align: center;">時価</th> <th style="text-align: center;">差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1現金及び預金</td><td style="text-align: right;">1,519,658</td><td style="text-align: right;">1,519,658</td><td></td></tr> <tr><td>2売掛金</td><td style="text-align: right;">4,527,008</td><td style="text-align: right;">4,527,008</td><td></td></tr> <tr><td>3短期貸付金</td><td style="text-align: right;">2,593,681</td><td style="text-align: right;">2,593,681</td><td></td></tr> <tr><td>4未収入金</td><td style="text-align: right;">1,567,626</td><td style="text-align: right;">1,567,626</td><td></td></tr> <tr><td>5預け金</td><td style="text-align: right;">240,621</td><td style="text-align: right;">240,621</td><td></td></tr> <tr><td>6投資有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  その他有価証券</td><td style="text-align: right;">58,562</td><td style="text-align: right;">58,562</td><td></td></tr> <tr><td>7長期貸付金</td><td style="text-align: right;">2,349,695</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">1,064,963</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">1,284,732</td><td style="text-align: right;">1,284,732</td><td></td></tr> <tr><td>8関係会社</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  長期貸付金</td><td style="text-align: right;">7,890,670</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">2,342,788</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">5,547,882</td><td style="text-align: right;">5,547,882</td><td></td></tr> <tr><td>9破産更生債権等</td><td style="text-align: right;">3,664,251</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">3,663,347</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">904</td><td style="text-align: right;">904</td><td></td></tr> <tr><td>10敷金及び保証金</td><td style="text-align: right;">4,241,379</td><td style="text-align: right;">3,905,472</td><td style="text-align: right;">335,907</td></tr> <tr><td>11買掛金</td><td style="text-align: right;">(10,489,898)</td><td style="text-align: right;">(10,489,898)</td><td></td></tr> <tr><td>12短期借入金</td><td style="text-align: right;">(9,430,000)</td><td style="text-align: right;">(9,430,000)</td><td></td></tr> <tr><td>13一年内返済予定   の長期借入金</td><td style="text-align: right;">(4,179,720)</td><td style="text-align: right;">(4,179,720)</td><td></td></tr> <tr><td>14未払金</td><td style="text-align: right;">(4,018,781)</td><td style="text-align: right;">(4,018,781)</td><td></td></tr> <tr><td>15未払法人税等</td><td style="text-align: right;">(3,490,824)</td><td style="text-align: right;">(3,490,824)</td><td></td></tr> <tr><td>16長期借入金</td><td style="text-align: right;">(16,961,897)</td><td style="text-align: right;">(16,961,897)</td><td></td></tr> <tr><td>17デリバティブ   取引</td><td style="text-align: right;">(169,580)</td><td style="text-align: right;">(169,580)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注1)金融商品の時価の算出方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項</p> <p>1 現金及び預金、2売掛金、3短期貸付金、4未収入金、5預け金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>		貸借対照表 計上額	時価	差額	1現金及び預金	1,519,658	1,519,658		2売掛金	4,527,008	4,527,008		3短期貸付金	2,593,681	2,593,681		4未収入金	1,567,626	1,567,626		5預け金	240,621	240,621		6投資有価証券				その他有価証券	58,562	58,562		7長期貸付金	2,349,695			貸倒引当金	1,064,963				1,284,732	1,284,732		8関係会社				長期貸付金	7,890,670			貸倒引当金	2,342,788				5,547,882	5,547,882		9破産更生債権等	3,664,251			貸倒引当金	3,663,347				904	904		10敷金及び保証金	4,241,379	3,905,472	335,907	11買掛金	(10,489,898)	(10,489,898)		12短期借入金	(9,430,000)	(9,430,000)		13一年内返済予定 の長期借入金	(4,179,720)	(4,179,720)		14未払金	(4,018,781)	(4,018,781)		15未払法人税等	(3,490,824)	(3,490,824)		16長期借入金	(16,961,897)	(16,961,897)		17デリバティブ 取引	(169,580)	(169,580)		<p>1 金融商品の状況に関する事項</p> <p>同左</p> <p>2 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>平成24年 3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">貸借対照表 計上額</th> <th style="text-align: center;">時価</th> <th style="text-align: center;">差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1現金及び預金</td><td style="text-align: right;">1,135,436</td><td style="text-align: right;">1,135,436</td><td></td></tr> <tr><td>2売掛金</td><td style="text-align: right;">4,616,109</td><td style="text-align: right;">4,616,109</td><td></td></tr> <tr><td>3短期貸付金</td><td style="text-align: right;">5,279,718</td><td style="text-align: right;">5,279,718</td><td></td></tr> <tr><td>4未収入金</td><td style="text-align: right;">1,749,177</td><td style="text-align: right;">1,749,177</td><td></td></tr> <tr><td>5預け金</td><td style="text-align: right;">7,178,149</td><td style="text-align: right;">7,178,149</td><td></td></tr> <tr><td>6投資有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  その他有価証券</td><td style="text-align: right;">87,993</td><td style="text-align: right;">87,993</td><td></td></tr> <tr><td>7長期貸付金</td><td style="text-align: right;">1,287,676</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">1,064,963</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">222,712</td><td style="text-align: right;">222,712</td><td></td></tr> <tr><td>8関係会社</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  長期貸付金</td><td style="text-align: right;">8,854,802</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">3,773,559</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">5,081,242</td><td style="text-align: right;">5,081,242</td><td></td></tr> <tr><td>9破産更生債権等</td><td style="text-align: right;">3,082,608</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">3,081,704</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">904</td><td style="text-align: right;">904</td><td></td></tr> <tr><td>10敷金及び保証金</td><td style="text-align: right;">4,374,342</td><td style="text-align: right;">4,022,110</td><td style="text-align: right;">352,232</td></tr> <tr><td>11買掛金</td><td style="text-align: right;">(12,045,565)</td><td style="text-align: right;">(12,045,565)</td><td></td></tr> <tr><td>12短期借入金</td><td style="text-align: right;">(16,228,148)</td><td style="text-align: right;">(16,228,148)</td><td></td></tr> <tr><td>13一年内返済予定   の長期借入金</td><td style="text-align: right;">(3,973,920)</td><td style="text-align: right;">(3,973,920)</td><td></td></tr> <tr><td>14未払金</td><td style="text-align: right;">(4,532,631)</td><td style="text-align: right;">(4,532,631)</td><td></td></tr> <tr><td>15未払法人税等</td><td style="text-align: right;">(1,297,353)</td><td style="text-align: right;">(1,297,353)</td><td></td></tr> <tr><td>16長期借入金</td><td style="text-align: right;">(13,337,727)</td><td style="text-align: right;">(13,337,727)</td><td></td></tr> <tr><td>17デリバティブ   取引</td><td style="text-align: right;">(129,420)</td><td style="text-align: right;">(129,420)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注1)金融商品の時価の算出方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項</p> <p>1 現金及び預金、2売掛金、3短期貸付金、4未収入金、5預け金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>		貸借対照表 計上額	時価	差額	1現金及び預金	1,135,436	1,135,436		2売掛金	4,616,109	4,616,109		3短期貸付金	5,279,718	5,279,718		4未収入金	1,749,177	1,749,177		5預け金	7,178,149	7,178,149		6投資有価証券				その他有価証券	87,993	87,993		7長期貸付金	1,287,676			貸倒引当金	1,064,963				222,712	222,712		8関係会社				長期貸付金	8,854,802			貸倒引当金	3,773,559				5,081,242	5,081,242		9破産更生債権等	3,082,608			貸倒引当金	3,081,704				904	904		10敷金及び保証金	4,374,342	4,022,110	352,232	11買掛金	(12,045,565)	(12,045,565)		12短期借入金	(16,228,148)	(16,228,148)		13一年内返済予定 の長期借入金	(3,973,920)	(3,973,920)		14未払金	(4,532,631)	(4,532,631)		15未払法人税等	(1,297,353)	(1,297,353)		16長期借入金	(13,337,727)	(13,337,727)		17デリバティブ 取引	(129,420)	(129,420)	
	貸借対照表 計上額	時価	差額																																																																																																																																																																																																														
1現金及び預金	1,519,658	1,519,658																																																																																																																																																																																																															
2売掛金	4,527,008	4,527,008																																																																																																																																																																																																															
3短期貸付金	2,593,681	2,593,681																																																																																																																																																																																																															
4未収入金	1,567,626	1,567,626																																																																																																																																																																																																															
5預け金	240,621	240,621																																																																																																																																																																																																															
6投資有価証券																																																																																																																																																																																																																	
その他有価証券	58,562	58,562																																																																																																																																																																																																															
7長期貸付金	2,349,695																																																																																																																																																																																																																
貸倒引当金	1,064,963																																																																																																																																																																																																																
	1,284,732	1,284,732																																																																																																																																																																																																															
8関係会社																																																																																																																																																																																																																	
長期貸付金	7,890,670																																																																																																																																																																																																																
貸倒引当金	2,342,788																																																																																																																																																																																																																
	5,547,882	5,547,882																																																																																																																																																																																																															
9破産更生債権等	3,664,251																																																																																																																																																																																																																
貸倒引当金	3,663,347																																																																																																																																																																																																																
	904	904																																																																																																																																																																																																															
10敷金及び保証金	4,241,379	3,905,472	335,907																																																																																																																																																																																																														
11買掛金	(10,489,898)	(10,489,898)																																																																																																																																																																																																															
12短期借入金	(9,430,000)	(9,430,000)																																																																																																																																																																																																															
13一年内返済予定 の長期借入金	(4,179,720)	(4,179,720)																																																																																																																																																																																																															
14未払金	(4,018,781)	(4,018,781)																																																																																																																																																																																																															
15未払法人税等	(3,490,824)	(3,490,824)																																																																																																																																																																																																															
16長期借入金	(16,961,897)	(16,961,897)																																																																																																																																																																																																															
17デリバティブ 取引	(169,580)	(169,580)																																																																																																																																																																																																															
	貸借対照表 計上額	時価	差額																																																																																																																																																																																																														
1現金及び預金	1,135,436	1,135,436																																																																																																																																																																																																															
2売掛金	4,616,109	4,616,109																																																																																																																																																																																																															
3短期貸付金	5,279,718	5,279,718																																																																																																																																																																																																															
4未収入金	1,749,177	1,749,177																																																																																																																																																																																																															
5預け金	7,178,149	7,178,149																																																																																																																																																																																																															
6投資有価証券																																																																																																																																																																																																																	
その他有価証券	87,993	87,993																																																																																																																																																																																																															
7長期貸付金	1,287,676																																																																																																																																																																																																																
貸倒引当金	1,064,963																																																																																																																																																																																																																
	222,712	222,712																																																																																																																																																																																																															
8関係会社																																																																																																																																																																																																																	
長期貸付金	8,854,802																																																																																																																																																																																																																
貸倒引当金	3,773,559																																																																																																																																																																																																																
	5,081,242	5,081,242																																																																																																																																																																																																															
9破産更生債権等	3,082,608																																																																																																																																																																																																																
貸倒引当金	3,081,704																																																																																																																																																																																																																
	904	904																																																																																																																																																																																																															
10敷金及び保証金	4,374,342	4,022,110	352,232																																																																																																																																																																																																														
11買掛金	(12,045,565)	(12,045,565)																																																																																																																																																																																																															
12短期借入金	(16,228,148)	(16,228,148)																																																																																																																																																																																																															
13一年内返済予定 の長期借入金	(3,973,920)	(3,973,920)																																																																																																																																																																																																															
14未払金	(4,532,631)	(4,532,631)																																																																																																																																																																																																															
15未払法人税等	(1,297,353)	(1,297,353)																																																																																																																																																																																																															
16長期借入金	(13,337,727)	(13,337,727)																																																																																																																																																																																																															
17デリバティブ 取引	(129,420)	(129,420)																																																																																																																																																																																																															

<p>第58期事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>	<p>第59期事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)</p>
<p>6 投資有価証券 その他有価証券 これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。</p> <p>7 長期貸付金 元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。ただし、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。 また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。</p> <p>8 関係会社長期貸付金 元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。ただし、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。</p> <p>9 破産更生債権等 これらは担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。</p> <p>10 敷金及び保証金 これらの時価は、契約期間及び契約更新等を勘案し、その将来キャッシュ・フローを国債の利率により割引いて算定する方法によっております。</p> <p>11 買掛金、12短期借入金、13一年内返済予定の長期借入金、14未払金、15 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>16 長期借入金 元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。ただし、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。</p> <p>17 デリバティブ取引 デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価額に基づいて算定しております。</p>	<p>6 投資有価証券 その他有価証券 これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。</p> <p>7 長期貸付金 元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。ただし、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。 また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。</p> <p>8 関係会社長期貸付金 元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。ただし、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。</p> <p>9 破産更生債権等 これらは担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。</p> <p>10 敷金及び保証金 これらの時価は、契約期間及び契約更新等を勘案し、その将来キャッシュ・フローを国債の利率により割引いて算定する方法によっております。</p> <p>11 買掛金、12短期借入金、13一年内返済予定の長期借入金、14未払金、15 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>16 長期借入金 元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。ただし、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。</p> <p>17 デリバティブ取引 デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価額に基づいて算定しております。</p>
<p>(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額29,928千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「6投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。</p>	<p>(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額5,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「6投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。</p>

(賃貸等不動産関係)

第58期事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第59期事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)								
<p>1 賃貸等不動産の状況に関する事項 当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む)を有しております。</p> <p>2 賃貸等不動産の時価に関する事項</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸借対照表計上額</th> <th style="text-align: center;">時価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8,943,963千円</td> <td style="text-align: center;">7,275,046千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失を控除した金額であります。</p> <p>(注2) 当期末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。</p>	貸借対照表計上額	時価	8,943,963千円	7,275,046千円	<p>1 賃貸等不動産の状況に関する事項 当社は、埼玉県その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。</p> <p>2 賃貸等不動産の時価に関する事項</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸借対照表計上額</th> <th style="text-align: center;">時価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">7,710,289千円</td> <td style="text-align: center;">5,756,476千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失を控除した金額であります。</p> <p>(注2) 当期末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。</p>	貸借対照表計上額	時価	7,710,289千円	5,756,476千円
貸借対照表計上額	時価								
8,943,963千円	7,275,046千円								
貸借対照表計上額	時価								
7,710,289千円	5,756,476千円								

【関連当事者情報】

第58期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ドラッグストアバイゴー	所有 直接100%	資金の援助 商品の売上 役員の兼任	資金の回収 (注)	60,000	長期貸付金	4,130,000
子会社	(株)関東セイムス	所有 直接100%	資金の援助 商品の売上 役員の兼任	資金の貸付 (注)	1,198,000	短期貸付金 長期貸付金	1,862,000 50,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)タツミ興産 (注1)	被所有 直接36.4%	資金の援助	資金の貸付 (注)2 利息の受取 (注)2	500,000 9,845	短期貸付金 長期貸付金	20,000 960,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社役員高柳昌幸の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

(注2) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

第59期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ドラッグストアバイゴー	所有 直接100%	資金の援助 商品の売上 役員の兼任	資金の貸付 (注)	347,801	短期貸付金 長期貸付金	4,109,788 368,013
子会社	(株)関東セイムス	所有 直接100%	資金の援助 商品の売上 役員の兼任	資金の回収 (注)	9,500	短期貸付金 長期貸付金	1,858,000 44,500
子会社	(株)モリキ	所有 直接90%	資金の援助 商品の売上 役員の兼任	資金の貸付 (注)	460,913	短期貸付金 長期貸付金	415,308 878,286
子会社	(株)ノザキ薬品	所有 直接100%	資金の援助 商品の売上 役員の兼任	資金の貸付 (注)	1,799,678	短期貸付金 長期貸付金	1,069,886 881,507
子会社	(株)スマイルドラッグ	所有 直接88.9%	資金の援助 商品の売上 役員の兼任	有価証券の売却 売却代金 売却益	200,000 199,999	-	-
子会社	(株)東北セイムス	所有 直接100%	資金の援助 商品の売上 役員の兼任	災害支援損	80,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)タツミ興産 (注1)	被所有 直接36.4%	資金の援助	資金の貸付 (注2) 利息の受取 (注2)	25,000  5,843	短期貸付金	955,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社役員高柳昌幸及び同人の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

(注2) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	第58期事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第59期事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり純資産額	4,940円98銭	5,157円13銭
1株当たり当期純利益	169円97銭	245円45銭

(その他の注記)

第58期事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第59期事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)																																																				
<p>(退職給付関係)</p> <p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない功労金を支払う場合があります。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項(平成23年 3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ．退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">3,894,578千円</td> </tr> <tr> <td>ロ．未積立退職給付債務(イ)</td> <td style="text-align: right;">3,894,578千円</td> </tr> <tr> <td>ハ．未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">572,617千円</td> </tr> <tr> <td>ニ．貸借対照表計上額純額(ロ+ハ)</td> <td style="text-align: right;">3,321,960千円</td> </tr> <tr> <td>ホ．退職給付引当金(二)</td> <td style="text-align: right;">3,321,960千円</td> </tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項(平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ．勤務費用</td> <td style="text-align: right;">391,103千円</td> </tr> <tr> <td>ロ．利息費用</td> <td style="text-align: right;">39,823千円</td> </tr> <tr> <td>ハ．数理計算上の差異の処理額</td> <td style="text-align: right;">135,907千円</td> </tr> <tr> <td>ニ．退職給付費用(イ+ロ+ハ)</td> <td style="text-align: right;">566,833千円</td> </tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">イ．退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="width: 60%;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ．割引率</td> <td style="text-align: center;">0.93%</td> </tr> <tr> <td>ハ．過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>過去勤務債務の発生年度に一括損益計上</td> </tr> <tr> <td>ニ．数理計算上の差異の処理</td> <td>3年(発生時の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。)</td> </tr> </table>	イ．退職給付債務	3,894,578千円	ロ．未積立退職給付債務(イ)	3,894,578千円	ハ．未認識数理計算上の差異	572,617千円	ニ．貸借対照表計上額純額(ロ+ハ)	3,321,960千円	ホ．退職給付引当金(二)	3,321,960千円	イ．勤務費用	391,103千円	ロ．利息費用	39,823千円	ハ．数理計算上の差異の処理額	135,907千円	ニ．退職給付費用(イ+ロ+ハ)	566,833千円	イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ．割引率	0.93%	ハ．過去勤務債務の額の処理年数	過去勤務債務の発生年度に一括損益計上	ニ．数理計算上の差異の処理	3年(発生時の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。)	<p>(退職給付関係)</p> <p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない功労金を支払う場合があります。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項(平成24年 3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ．退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">4,210,022千円</td> </tr> <tr> <td>ロ．未積立退職給付債務(イ)</td> <td style="text-align: right;">4,210,022千円</td> </tr> <tr> <td>ハ．未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">389,410千円</td> </tr> <tr> <td>ニ．貸借対照表計上額純額(ロ+ハ)</td> <td style="text-align: right;">3,820,612千円</td> </tr> <tr> <td>ホ．退職給付引当金(二)</td> <td style="text-align: right;">3,820,612千円</td> </tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項(平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ．勤務費用</td> <td style="text-align: right;">455,871千円</td> </tr> <tr> <td>ロ．利息費用</td> <td style="text-align: right;">35,213千円</td> </tr> <tr> <td>ハ．数理計算上の差異の処理額</td> <td style="text-align: right;">231,690千円</td> </tr> <tr> <td>ニ．退職給付費用(イ+ロ+ハ)</td> <td style="text-align: right;">722,775千円</td> </tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">イ．退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="width: 60%;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ．割引率</td> <td style="text-align: center;">0.93%</td> </tr> <tr> <td>ハ．過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>過去勤務債務の発生年度に一括損益計上</td> </tr> <tr> <td>ニ．数理計算上の差異の処理</td> <td>3年(発生時の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。)</td> </tr> </table>	イ．退職給付債務	4,210,022千円	ロ．未積立退職給付債務(イ)	4,210,022千円	ハ．未認識数理計算上の差異	389,410千円	ニ．貸借対照表計上額純額(ロ+ハ)	3,820,612千円	ホ．退職給付引当金(二)	3,820,612千円	イ．勤務費用	455,871千円	ロ．利息費用	35,213千円	ハ．数理計算上の差異の処理額	231,690千円	ニ．退職給付費用(イ+ロ+ハ)	722,775千円	イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ．割引率	0.93%	ハ．過去勤務債務の額の処理年数	過去勤務債務の発生年度に一括損益計上	ニ．数理計算上の差異の処理	3年(発生時の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。)
イ．退職給付債務	3,894,578千円																																																				
ロ．未積立退職給付債務(イ)	3,894,578千円																																																				
ハ．未認識数理計算上の差異	572,617千円																																																				
ニ．貸借対照表計上額純額(ロ+ハ)	3,321,960千円																																																				
ホ．退職給付引当金(二)	3,321,960千円																																																				
イ．勤務費用	391,103千円																																																				
ロ．利息費用	39,823千円																																																				
ハ．数理計算上の差異の処理額	135,907千円																																																				
ニ．退職給付費用(イ+ロ+ハ)	566,833千円																																																				
イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																				
ロ．割引率	0.93%																																																				
ハ．過去勤務債務の額の処理年数	過去勤務債務の発生年度に一括損益計上																																																				
ニ．数理計算上の差異の処理	3年(発生時の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。)																																																				
イ．退職給付債務	4,210,022千円																																																				
ロ．未積立退職給付債務(イ)	4,210,022千円																																																				
ハ．未認識数理計算上の差異	389,410千円																																																				
ニ．貸借対照表計上額純額(ロ+ハ)	3,820,612千円																																																				
ホ．退職給付引当金(二)	3,820,612千円																																																				
イ．勤務費用	455,871千円																																																				
ロ．利息費用	35,213千円																																																				
ハ．数理計算上の差異の処理額	231,690千円																																																				
ニ．退職給付費用(イ+ロ+ハ)	722,775千円																																																				
イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																				
ロ．割引率	0.93%																																																				
ハ．過去勤務債務の額の処理年数	過去勤務債務の発生年度に一括損益計上																																																				
ニ．数理計算上の差異の処理	3年(発生時の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。)																																																				
<p>(資産除去債務関係(平成23年 3月31日))</p> <p>1 資産除去債務の概要 店舗用土地建物の不動産賃貸借契約及び定期借地権設定契約に伴う原状回復義務等であります。</p> <p>2 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を当該契約期間に応じて10年から39年と見積り、割引率は1.360%から2.266%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">225,715千円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td> <td style="text-align: right;">9,863千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">20,936千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;">256,516千円</td> </tr> </table> <p>(注)当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。</p>	期首残高	225,715千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	9,863千円	時の経過による調整額	20,936千円	資産除去債務の履行による減少額	-	期末残高	256,516千円	<p>(資産除去債務関係(平成24年 3月31日))</p> <p>1 資産除去債務の概要 店舗用土地建物の不動産賃貸借契約及び定期借地権設定契約に伴う原状回復義務等であります。</p> <p>2 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を当該契約期間に応じて10年から39年と見積り、割引率は1.360%から2.285%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">256,516千円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td> <td style="text-align: right;">42,480千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">5,032千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td> <td style="text-align: right;">39,390千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;">264,638千円</td> </tr> </table>	期首残高	256,516千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	42,480千円	時の経過による調整額	5,032千円	資産除去債務の履行による減少額	39,390千円	期末残高	264,638千円																																
期首残高	225,715千円																																																				
有形固定資産の取得に伴う増加額	9,863千円																																																				
時の経過による調整額	20,936千円																																																				
資産除去債務の履行による減少額	-																																																				
期末残高	256,516千円																																																				
期首残高	256,516千円																																																				
有形固定資産の取得に伴う増加額	42,480千円																																																				
時の経過による調整額	5,032千円																																																				
資産除去債務の履行による減少額	39,390千円																																																				
期末残高	264,638千円																																																				

( 3 ) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧している場所】

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

#### 第4【公開買付者と対象者との取引等】

##### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

##### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

###### (1) 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成25年1月9日開催の対象者取締役会において、対象者及び当社のいずれからも独立した第三者算定機関としてのトーマツによる対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書、リーガル・アドバイザーである赤れんが法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、対象者の企業価値の向上及び持続的な発展のためには、当社の完全子会社となって当社との堅固な協調体制を築き上げ、当社との協力関係のもと、最大限のシナジー効果を追求することが必要であると考え、また、本公開買付け価格その他の諸条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。本新株予約権については、対象者及び対象者子会社の役員や従業員に対するインセンティブとして付与されたものであり、当社が本新株予約権を取得しても行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の判断に委ねることとしたとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち代表取締役社長である村上睦氏は、当社と本応募契約を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役3名のうち、上記1名を除く2名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該取締役会には対象者の監査役2名（両名とも社外監査役）が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

###### (2) 応募契約の締結

本公開買付けに際して、当社は、応募予定株主（村上睦氏、村上博子氏及びエムワイケー）との間で、平成25年1月9日付で本応募契約を締結しております。本応募契約は、応募予定株主が自ら保有する対象者普通株式の全て（799,200株、所有割合49.24%）について、本公開買付けに応募することを定めるものです（担保権が設定されている村上睦氏及び村上博子氏が保有する対象者普通株式の全て（合計754,200株、所有割合46.47%）については、村上睦氏及び村上博子氏が担保権者である株式会社北洋銀行をして速やかに当該担保権を解除させることを定めております。村上睦氏及び村上博子氏によれば、本書提出日以降、株式会社北洋銀行との間で担保権解除手続を行う予定であるとのことです。）が、応募予定株主は、当社について、本応募契約に定める表明保証（注1）に重大な違反若しくは誤りが存在する場合又は本応募契約上の義務（注2）につき重大な違反が存する場合には、本応募契約を解除し、本公開買付けに応募しないことができます。ただし、当該規定に基づき本応募契約が解除された場合であっても、応募予定株主はその任意の裁量によって本公開買付けに応募することができます。

（注1）本応募契約において、当社は、本応募契約締結日において、当社の適法・有効な設立及び存続、本応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、本応募契約の法的拘束力、強制執行可能性、本取引（本公開買付け及び本スクイーズアウト手続）により当社が当事者となっている契約において債務不履行事由等が構成されないこと、本取引が司法・行政機関等の判断に違反するものではないこと、本取引による当社の事業等に対する担保権その他の負担の不発生、本取引の遂行に必要な許認可等の取得・法令等上の手続の履践、当社について法的倒産手続の開始の申立て及びその可能性の不存在、反社会的勢力と関係がないことについて表明及び保証しております。

（注2）本応募契約において、当社は、秘密保持義務、契約上の地位の譲渡の禁止義務等を負っています。

なお、当社は、本応募契約において、村上睦氏との間で、その所有する平成24年度新株予約権の全部について、本公開買付け期間の末日までに同氏が放棄することを合意しております。

###### (3) 本資本業務提携契約の締結

本公開買付けに際して、当社は、対象者との間で、平成25年1月9日付で本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

###### (a) 資本業務提携の目的及び概要

当社及び対象者は、以下の事項につきその効果を最大限に創出するために、本取引によって当社が対象者を完全子会社とすることに合意する。

- ( ) 対象者グループの調剤薬局事業と当社の配置薬事業間の北海道地域におけるマーケティング活動に関する連携
- ( ) 対象者グループの調剤薬局と当社の薬品製造事業とが連携することによる顧客ニーズに基づいた新製品の開発
- ( ) 当社の経営資源を活用した対象者グループの福祉事業の更なる積極展開

(b) 対象者による本公開買付けへの賛同

対象者は、本公開買付けに賛同し(注)、本公開買付期間中、株主に対して応募を推奨する旨の取締役会決議を維持し、これを変更又は撤回しない。ただし、本公開買付期間が終了するまでの間に当社以外の者による対象者株式に対する対抗的な公開買付けが開始された場合には、当社との間で誠実に協議する。かかる協議を経ても、賛同決議の撤回又は変更を行わないことが対象者の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反となることが客観的に明らかな場合には、対象者は、賛同決議を撤回又は変更することができる。

(注) 対象者の賛同義務は、当社の表明及び保証が真実かつ正確であること並びに、本取引(本公開買付け及び本スクイーズアウト手続)の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある事由が生じておらず、かつ生じるおそれのないことを前提条件としています。本資本業務提携契約において、当社は、本資本業務提携契約締結日において、当社の適法・有効な設立及び存続、本資本業務提携契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、本資本業務提携契約の法的拘束力、強制執行可能性、本取引により当社が当事者となっている契約において債務不履行事由等が構成されないこと、本取引が司法・行政機関等の判断に違反するものではないこと、本取引による当社の事業等に対する担保権その他の負担の不発生、本取引の遂行に必要な許認可等の取得・法令等上の手続の履践、当社について法的倒産手続きの開始の申立て及びその可能性の不存在、反社会的勢力と関係がないことについて表明及び保証しております。

(c) 役員派遣

対象者は、本公開買付けが成立した場合、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり当社の指名する役員候補者が選任されるよう必要な行為を行う。当社は、本公開買付けの成立後も、解任につき正当な理由がある場合を除き、対象者グループ各社の現在の役員につき、現在の任期中、その地位及び処遇を維持することに同意する。当社は、本公開買付けの成立以降、当社の指名する者が対象者グループの各社の取締役の過半数を占めるまでの間、対象者グループの各社の取締役会及びグループ拡大経営会議に当社の指名する者をオブザーバーとして参加させる。

(d) 本スクイーズアウト手続への協力

対象者は、本公開買付け終了後速やかに、本公開買付けの決済開始日の翌日を基準日とする臨時株主総会及び種類株主総会を開催し、本スクイーズアウト手続に必要な議案を上程し、決議する。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	札幌証券取引所アンビシャス						
	平成24年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成25年 1月
最高株価	348	326	320	329	338	355	399
最低株価	311	300	284	300	305	324	355

(注) 平成25年1月については、1月9日までのものです。

3【株主の状況】  
(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	
					個人以外	個人		
株主数(人)								
所有株式数(単位)								
所有株式数の割合(%)								

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】  
【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日) 平成23年9月29日北海道財務局長に提出  
事業年度 第11期(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日) 平成24年9月27日北海道財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期第1四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年11月9日北海道財務局長に提出  
事業年度 第12期第2四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年2月14日北海道財務局長に提出予定

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社オストジャングループ  
(札幌市厚別区厚別南五丁目1番7号)  
証券会員制法人札幌証券取引所  
(北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

5【その他】

該当事項はありません。

以上